

外部評価結果に対する今後の対応の方向性と実施状況について

- 外部評価結果(平成22年度評価実施分)に対する実施状況一覧表 1～20ページ
- 外部評価結果(平成23年度評価実施分)に対する実施状況一覧表 21～41ページ
- 外部評価結果(平成24年度評価実施分)に対する今後の対応の方向性と実施状況一覧表 42～52ページ

● 一覧表の平成24年度までの実施状況の区分の説明

区分	説明
実施済	外部評価結果を実施したもの
一部実施済	外部評価結果の一部を実施したもの
代替手法で実施済	外部評価結果と同等の効果を別の手法で実施したもの
検討済	外部評価結果の全部又は一部を実施する方向で結論に至ったもの
代替手法で検討済	外部評価結果と同等の効果を別の手法で実施する方向で結論に至ったもの
検討中	外部評価結果の実施について検討を行っているもの
実施困難	外部評価結果の実施が困難なもの
検討段階に至っていない	外部評価結果の実施について検討段階に至っていないもの
現状では該当事例なし	外部評価結果について現状では該当事例がないもの

■ 外部評価結果（平成22年度評価実施分）に対する実施状況一覧表

- この一覧表は、平成22年度に実施された外部評価結果に対する実施状況を平成25年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成22年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
1	市民 主体の健康長寿福祉の推進	行政評価	<p>本市には小規模な企業が多く、社員の総合検診の受診に関し、事業主が徹底しきれていない一面もあると思われる。<u>状況を把握し、必要に応じ検診の曜日や時間を考慮して、総合検診を実施すべきである。</u></p>	<p>引き続き、日曜日検診(がん検診)の実施や、社会保険者の検診委託機関と調整し、社会保険被扶養者も総合検診で特定健診を受けられるように配慮を行う。また、国民健康保険加入の社員については、丹後労働基準監督署や労働基準協会を通して、総合検診の受診を勧める。 加えて、平成23年度は、一部の事業所と連携をし、総合検診の案内チラシを配布する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丹後保健所が主催する丹後労働基準監督署や労働基準協会などとの検診受診率向上会議に毎年度出席し、事業所の検診状況などの把握に努めています。 ・ また、平成22年度に検診未受診者を対象に未受診の理由などについてのアンケート調査を実施したところでは、 ・ アンケート調査の結果、「男性や若い世代において検診を実施していることを知らない」、「検診時間が長くて受けづらい」というのが未受診の主な理由であったことから、広報での啓発や事業所への検診案内チラシの配架、健康づくり推進員による受診勧奨を実施するとともに、必要に応じて問診従事者を増やすなど、検診時間の短縮への配慮をしてきたところでは、 ・ 引き続き、日曜日検診(がん検診)を実施するとともに、社会保険被扶養者が特定検診とがん検診の同時受診できる環境を継続し、検診を受診しやすい環境づくりに努めています。 	実施済
			<p>各町にある保健センターの中で、市民の健康の維持・増進を図るという設置目的が薄れているところについては、<u>費用対効果を踏まえ早急に廃止し、必要に応じ別の用途で有効に活用すべきである。</u></p>	<p>利用が少ない保健センターについては、市民サービスの提供に十分配慮しながら、機能の見直しや、別の用途での有効活用について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久美浜病院の機能の充実を図るため、平成24年4月1日から久美浜保健センターの施設を市立久美浜病院施設に転用し、保健センター機能を久美浜庁舎に移転しました。 ・ 丹後保健センターについては、利用頻度が少なく、駐車場も狭い状況のため、平成25年4月から保健センター機能を丹後庁舎に移転する予定としています。建物は書庫等に活用し、その他の活用方法についても今後、地元も含め関係課と協議をしていきます。 ・ 弥栄保健福祉センターについては、近隣公共施設の見直しと合わせ、関係部署による検討を行っています。 	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況		区分
1	市民主体の健康長寿福祉部の推進	行政評価	<p>優先度が低い事業として選択された①「<u>地域健康づくり推進事業</u>」は、<u>食生活改善推進員のより主体的な活動を促進し予算縮小を図るとともに</u>、②「<u>機能訓練事業</u>」は、<u>市の方針や財政状況を踏まえ、生きがいサービスでの代替を図るべき</u>である。</p>	<p>地域健康づくり推進事業は、食を通じた健康づくりを食生活改善推進員とともに進める事業であることから、市として、今後も食生活改善推進員の活動を助言、指導を行う。</p>	<p>① 食生活改善推進員が地域で活動を行う上での知識と技術の向上を図るため、食生活改善推進員に対する研修を継続して実施してきました。</p> <p>・ その結果、最近では、地域からの依頼に応じた教室の開催など、地域などに対する食生活改善推進員による主体的な活動が増えてきていることから、市が実施している地域伝達講習会の回数を精査するとともに、研修予算などの見直しを行うことで、毎年、予算規模の縮小を図ってきたところです。</p> <p>・ 平成25年度は、上記に加え、地域伝達講習会時の調理材料代を参加者負担とすることにより、予算規模縮小を図る予定です。</p>	実施済	
				<p>機能訓練事業については、生きがいサービスの事業展開を踏まえつつ、効果的・効率的に事業実施ができるよう検討する。</p>			<p>② 機能訓練事業参加者が、福祉サービス(生きがいサービス)や介護保険サービス対象者である場合は、それらのサービスの利用へ移行してもらうよう、対象者の見直しに向けた検討を行っているところです。</p>
			<p>めざす目標の指標について、各検診の受診率が示されているが、施策の目的からすると、①<u>健康な人をどれくらい増やすか</u>、また、②<u>健康づくりのリーダーをどれくらい育成するか</u>というような<u>目標を設定し、施策展開を図るべき</u>である。</p>	<p>健康づくりを推進するための健康増進計画で、検診受診率の目標の他にも具体的に食生活、運動、歯の健康、適正な嗜好、こころの健康など9つの目標を掲げており、平成23年度は中間評価し、計画の見直しを行う。</p> <p>よって、この計画の中で、健康づくりを推進する人材の育成や、市民の健康増進についての指標を設定し、施策展開を図っていくこととする。</p>	<p>① 平成24年3月に策定した健康増進計画(中間評価・見直し)では、引き続き、9つの分野の中で、それぞれ健康な人をどれくらい増やすかの具体的な目標を設定し、健康づくりを進めています。</p>	実施済	
				<p>② 平成21年度から地域の健康づくりリーダーとして委嘱している健康づくり推進員については、100世帯に一人の割合を目指して育成し、健康づくり推進員に総合検診の受診勧奨や地域での健康教室の開催などを行ってもらいながら、市の健康づくり施策を推進しています。</p>	実施済		

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
2	共に 生きる 健康長 寿福祉 部の充 実	行政評価	<p>施策目的の実現に向け、事業構成には次の3つの課題があるため、改善を図るべきである。</p> <p><u>① 個人等への補助・手当給付事業が多い。</u></p>	<p>国における障害福祉サービス以外にも地域の実情に応じたきめ細かなサービスの充実が求められている中で、市民要望等に応えるべく、逐次、事業を実施してきたが、事業の必要性、効果を改めて検証し、施策展開を図っていくこととする。</p> <p>なお、平成23年度は、通所費等助成事業の給食費助成について、入所等での食費との整合性を踏まえ、助成単価を100円から50円に引き下げることにしている。</p>	<p>① 事業の必要性和効果を検証した結果、平成23年度から通所費等助成事業の給食費助成について、助成単価を100円から50円に引き下げました。</p> <p>・平成18年4月から施行された障害者自立支援法で食費は自己負担と整理されたことや平成22年の同法の改正によりほとんどの利用者が通所サービスの利用負担が「なし」となったことなどを勘案し、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づく見直しの検討の結果、平成25年度から通所費等助成事業の給食費助成を廃止する予定です。</p>	一部実施済
			<p><u>② 障害に対する市民の理解や支援に向けた啓発事業が見られない。</u></p>	<p>障害者週間での催事や街頭啓発は、障害者団体と連携して実施しているが、外部評価の指摘にあるように、今後、連携強化を一層図り、事業効果の向上を目指す。</p>	<p>・障害に対する市民や地域の理解を広めるため、「広報きょうたんご」「広報きょうたんごおしらせ版」「くらしの支援ガイド」などの冊子媒体の活用や障害者週間における街頭啓発、京丹后市車いす駅伝大会の実施などを通じて、市民への啓発を推進しています。</p> <p>・12月の障害者週間には、市役所ホールで作業所製品の展示や障害のある人が制作した作品展を実施し、市民への啓発を行っています。</p> <p>② 各小中学校においては児童・生徒の施設への訪問や点字図書館の見学など学校教育を通じ、障害のある人との交流機会の創出と理解促進を図り、さらに、地域に対しては、青少年人権学習会や人権教育研究京丹后市大会などの人権学習・講演を通じ、障害に関する諸問題について啓発を行っています。</p>	実施済
			<p><u>③ 就労対策事業が弱い。</u></p>	<p>取組としては、市役所での短期職場実習、障害者雇用奨励金の交付、就労準備講座の開催などを実施してきたが、今後、企業との連携協議を進め、障害者雇用等の推進を図る。</p>	<p>③ 市単独施策として、市役所での短期職場実習、障害者雇用奨励金の交付などを継続するとともに、平成22年度に開設された「障害者就業・生活支援センターこまち」、平成23年度に開設された「くらしとしごとの寄り添い支援センター」と連携し、就労セミナーやソーシャルスキルトレーニング(生活技能訓練)の実施、一般企業などでの職場実習の積極的な実施などによる障害者等の就労支援を進めてきたところです。</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
2	共に生きる 障害者福祉部 の充実	行政評価	<p>個人等への補助・手当給付事業について、国や府がサービスを減らした部分を市が肩代わりしているのであれば、国や府がサービスを減らした主旨を踏まえ、<u>市としてどうあるべきか再検証し、その上で見直しを図るべきである。仮に、見直しを行わない場合は、市が肩代わりする必要性を明確に示すべきである。</u></p>	<p>心身障害者扶養共済制度掛金助成事業は、障害者の保護者が制度に加入され、掛金を納入された場合に、加入者、京都府、市の三者で3分の1ずつ負担し合ってきたものであるが、平成20年度以降京都府の助成割合が段階的に引き下げられ25年度には無くなる。 現在、負担割合は、府負担以外を加入者と市で折半している。市の負担も増加することとなってきたが、加入者の負担も増えており、また、保護者亡き後の障害者を支援するために事業を維持してきている。今後、他市の状況を参考にして事業を検証する。</p>	<p>心身障害者扶養共済制度掛金助成について、平成24年度から京都府の助成制度が廃止されたこと及び府の制度廃止に伴う他市の対応状況を踏まえた上で検証した結果、制度利用者に低所得者が多い状況から、助成制度がないと共済制度の利用が継続できない方が多いと考えられるため、今後も継続していくことが必要と考えます。 ・ 上記のとおり心身障害者扶養共済制度掛金助成事業については継続することとしますが、掛金助成がないと共済制度への加入が困難な方を対象とした制度とするため平成25年度から所得要件を設定する予定です。 ・ 身体障害者手帳等交付事業について、府の助成制度は平成19年度から廃止されました。こうした中、市は助成制度をそのまま継続してきましたが、助成金の削減の方向で見直しを行うこととしました。 ・ 身体障害者手帳等交付事業については、平成24年度において、1件2,000円の助成額を1,000円に減額しました。更に、平成25年度からは廃止とする予定です。</p>	一部実施 済
			<p>優先度が低い事業として選択した事業の内、特に『①障害者等手当支給事業』『②身体障害者手帳等交付事業』は、様々な状況を踏まえ、<u>廃止を含めた事業内容の見直し</u>を検討すべきである。</p>	<p>障害者等手当支給事業については、国の法定受託事務である特別障害者手当・障害児福祉手当給付と、市単費事業である介護者支援金給付の2つで構成されている。介護者支援金については、該当者も少なく、特別障害者手当等の支給世帯との支給の重複もあることから、制度の見直しを含め検討する。</p> <p>また、身体障害者手帳等交付事業は、事業効果や他市の状況を参考にして検証する。</p>	<p>① 介護者支援金給付については、該当者が少なく、特別障害者手当等の支給世帯との支給の重複もあること、また、京都府内では3市町のみで実施されている状況から、平成25年度から制度の見直しを行い、支援金の支給額を1/2とする予定です。 ・ なお、特別障害者手当・障害児福祉手当給付は、国の法定受託事務のため、見直しはできません。</p> <p>② 身体障害者手帳等交付事業については、近隣市町では既にほとんどの市町で廃止されていることから、1件2千円だった助成単価を平成24年度から1件1千円に縮減しました。 ・ また、平成25年度からは、身体障害者手帳等交付事業を廃止する予定です。</p>	検討済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
2	共に生きる障害者福祉部の充実	行政評価	4 障害に対する啓発事業を効果のあるものにするため、障害者福祉課だけでなく子ども未来課、市民協働課などと連携して展開するべきである。	外部評価の指摘にあるように、1課だけの行事とせず、連携を図り、人権の大切さ、支え合い、助け合いの地域づくりが進むよう、今後、効率的で効果のある取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会や市民課などと連携し、青少年人権学習会や人権教育研究会などの人権学習会や講演会を開催し、障害に関する諸問題について啓発しています。 今後は、上記の取組に加えて、12月の障害者週間を中心に実施している障害に対する啓発事業について、12月の人権週間との連携を検討し、効率的で効果のある取組を進めます。 	一部実施済
			5 障害者の就業状況や、障害者の就業に協力している企業の周知など、①障害者の現状や②支援状況を市民に理解してもらうための工夫が必要である。	<p>障害者の一般就労への取組みは市内の障害福祉サービス事業者の就労訓練等に負うところが多いが、行政としても、平成19年度以降、短期職場実習や雇用奨励金の交付を通して、支援を行っており、また、平成22年度では、基本となるコミュニケーション能力や働く力を養うための就労準備講座を実施した。</p> <p>今後、このような行政の制度や取組、また企業が実施している取組について、市民や企業への周知を強化し、障害のあるかたが頑張っておられる姿を伝えていく。</p>	<p>① 就労支援の取組と障害のある人が頑張っている姿を市民へ伝えるため、障害のある人の市役所での短期職場実習の状況を広報きょうたんご(平成24年2月号と平成25年3月号)に掲載しました。</p> <p>② 京丹後市も構成員の一員になっている丹後圏域障害者自立支援協議会で、障害者の企業実習や就労に関し、支援や理解を得ている企業や商店を広くPRするためのロゴマーク入りステッカーを作成し、ステッカーの社屋への掲示などにより、市民への周知を行う予定です。</p> <p>行政としても、市役所での短期職場実習の実施や一般企業での実習に対する奨励金、また、雇用に対する奨励金の交付を通じて支援しているところであり、市役所での短期職場実習の状況などについて市広報紙に掲載し、市民への理解と啓発を図っていると</p>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
3	自然環境の保全と創造 (農林水産環境部)	行政評価	1 「自然環境の保全と創造」という施策であるが、「創造」ということに見合った施策方針や事業がない。「 <u>創造</u> 」ということに見合った事業の実施か、あるいは「 <u>創造</u> 」を削除するなど、今後の方向を検討・整理すべきである。	より良い自然環境を創造していくため、平成23年度には森林ボランティア事業により白砂青松の美しい海岸線の再生に取り組むとともに、国の環境保全型農業直接支援対策を活用して、農村において多様な生物が生息できる環境づくりに取り組み、安心・安全な農業への支援を行うことを予定している。	<ul style="list-style-type: none"> 農村において多様な生物が生息できる環境作りに取り組むため、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、平成23年4月から有機農業や減化学肥料・減農薬と冬期湛水管理(稲刈りが終わった水田に冬期も水を張る農法)などに取り組む農業者への支援を行っています。 これまでから森林ボランティア事業を実施しているところで、平成22年3月からは「森林ボランティア事業in箱石」を実施し、ボランティアによる箱石浜の白砂青松の美しい海岸線の再生の取組を行っています。 	実施済
			2 「豊かな自然環境の継承」という施策方針について、どのように筋立てて自然環境を継承するのか見えにくい。50人くらいの参加で実施されている事業が個々にあるというのが現状であり、これらのことで自然環境の保全・継承を図ることができるのか疑問である。 <u>他の施策や民間活動との役割分担を踏まえ、進め方を明確に示すべき</u> である。	「自然環境の保全・継承」を図るためには、市民や市を訪れる旅行者などの環境保全意識の高揚が大切であり、これまでから続いている自然観察会などをさらに継続して、これらの取り組みを広く啓発するとともに、環境基本計画推進委員会において、今後の取組について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 本施策方針では、環境保全事業の実施に加え、市民の環境保全活動に対する支援や環境保全意識の啓発事業を実施しているところです。今後は、市民の一層の参画を得て、事業を進めていきたいと考えており、平成24年9月に、趣旨に賛同する市民が自主的に参加することを前提として、環境基本計画推進委員会から市全域を対象として「水をつなぐクリーン作戦」を呼び掛け、市内一斉清掃を行いました。 民間活動との役割分担について、地域での取組の充実と継続のためには、地域に根付いた事業とすることが重要と考えており、地域主導型の事業運営に対し行政が支援を行っていくとともに、発足時には民間と行政が協働し、取組の進展に応じて民間活動へ取組の主体性を移行していくこととしています。この進め方のもと、平成23年度からブナ林観察会の実施に関して、運営主体を市からスペースクラブへ移行しました。 	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
3	(農林水産環境部) 自然環境の保全と創造	行政評価	豊かな自然環境を継承していくためには、子どもに対する事業も重要であるが、子どもは大人の姿を見て成長するため、①大人のマナーに対する事業展開が必要である。また、②教育分野との連携・調整により、効率的・効果的な事業展開を一層図る必要がある。	平成23年度に、環境にやさしい暮らし方を提案する冊子を作成する予定としており、生活様式の見直しやマナーの向上などの普及に努めることとしている。	① 平成24年度に広報きょうたんごで「リ・スタイル」の記事を4回掲載し、市の気候風土に合った昔ながらの生活の知恵や食文化など、人と自然のつながりを再び取り入れた環境を良くする新しい生活スタイルを提唱しました。	一部実施済
				また、市内の企業や団体などの体験可能な環境学習の情報をまとめたプログラム集を作成し、教育分野等での活用を促進することとしている。		② 平成23年度に市内の環境学習実施団体のメニューをまとめた「環境学習メニュー」を作成し、市のHPと広報紙を通じて活用を推奨したり、教育機関へメニュー冊子の提供したりしました。 ・ 環境学習メニューの内容充実へ向け、新たな実施団体の公募を行いました(平成24年4月)。
			市の木でもあるブナが生息するブナ林は、全国的にも貴重な自然林であることから、①PRを強化すべきである。他方で、②学識者の意見を踏まえて慎重に保全していくべきである。	ブナ林観察会については、平成23年度から自然保護団体が主体で開催するよう変更した。観察会をとおして多くのかたに素晴らしい自然環境を体験していただくことで、PRにつながるものと考えている。	① ブナ林観察会について、より多くの人に素晴らしい自然環境を体験してもらうため、市の広報紙やホームページに加え、平成24年度からフェイスブックにて観察会の案内を行いました。 ・ また、丹後地域公民館が独自に内山ブナ林観察会を実施しました。	実施済
				内山ブナ林を担当する京都府自然環境保全監視員として、本市から2人の方に長年勤めていただいております。現地のことに精通しておられるので、逐次意見を伺いながら保全に努める。		② 現在に至るまで、内山ブナ林を担当する京都府自然環境保全監視員として本市から2人の方に継続して勤めていただいております。 ・ 引き続き、環境保全監視員に定期的に意見を伺いつつ、ブナ林の保全に加えて、夏場の登山道の草刈りなど、周辺環境の整備をしていただいております。
			地球温暖化防止対策は世界的、全産業的な課題であることから、個人レベルの取り組みで効果を求めることに疑問がある。 地球温暖化防止に向け、「エコドライブ普及促進事業」が、 <u>あえて市が実施すべき有効な方策なのか再検証すべき</u> である。	地球温暖化対策は世界的、全産業的な課題ではあるが、民生部門においては個人が積極的に取り組むことが重要である。エコドライブ普及促進事業については、平成23年度は予算を計上せずPRに努める。	② 再検証の結果、引き続き個人が積極的にエコドライブに取り組むことにより地球温暖化防止推進が可能になると考え、エコドライブの普及推進に取り組んでいます。なお、経費節減のため、平成23年度からエコドライブ普及促進事業を予算を計上せず、PRIに努めてきました。 ・ 地球温暖化防止に関するものとして、平成25年1月から二酸化炭素を直接排出しない電気自動車を市の公用車に導入し、地球温暖化対策と市の環境政策をPRしてきました。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	新しいエネルギー (農林水産環境部) の導入と活用	行政評価	1 「省エネ・グリーン化推進事業」で、公共施設に太陽光発電設備を設置する計画であるが、 <u>市民レベルでも太陽光などの発電設備を一層設置しやすいよう、他市の状況も参考にして事業を展開するべきである。</u>	太陽光発電施設の設置補助は国と府で実施されるため、本市では地域の特性である海風を生かした小型風力発電システム及び地域の森林資源を活用する薪ストーブ・ペレットストーブの設置に対して補助することとしている。	薪・ペレットストーブ設置に対する支援を次のとおり継続的に行ってきました。 ・ 薪・ストーブ設置への補助実績 平成22年度：18件 平成23年度：5件 平成24年度：5件 ・ 小型風力発電設置への補助実績 実績なし	一部実施済
			2 エコエネルギーセンターの管理運営に年間約2,000万円を投入している。毎年多額の経費を要する当施設について、その <u>設置意義や市にどのような展望や利益をもたらすのか明確にしなが、管理運営を行うべきである。</u>	エコエネルギーセンターを資源循環の中核施設として活用するため、平成22年度からモデル的に取り組んでいる家庭の生ごみ分別・収集やモデル圃場での液肥を使った栽培実証などによって廃棄物の減量及び環境保全型農業を推進することとしている。	・ 左記の対応の方向性のとおり設置意義や市への展望・利益を明確にしなが、管理運営を行っています。 ・ 家庭生ごみ分別収集のモデル事業は、6集落約200世帯で行い、今後の取組方針を検討するデータ収集を行いました。 平成22年度 3地区 80世帯 平成23年度 6地区 194世帯 平成24年度 6地区 194世帯 ・ 液肥利用栽培実証事業により、慣行栽培と遜色ない栽培結果が得られ、液肥の普及を推進する基礎データとして農家へ還元しました(平成22年度～平成23年度)。	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
4	新しいエネルギー (農林水産環境部) の導入と活用	行政評価	3	再生可能エネルギーの生産や資源の循環を学ぶことが出来る施設として環境学習での利用は非常に有効であると考えており、学校へ対しても学習プログラム等の積極的な提供を行うこととしている。また、視察者も年間を通じて訪れており、生ごみ資源化や環境保全型農業の取組も含めた総合的な事業展開を図っていく。	①	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から可燃ごみの処理費用圧縮にもつながる市内生ごみの資源化に向けた施設の活用を検討しました。 平成22年度から液肥の普及による環境保全型農業を推進し、農作業の省力化と経費節減を目指すとともに、液肥利用農産物のブランド化による農家所得の向上を推進しました。 	一部実施済
					②	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の場としてのセンター利用について、成果目標を設定して利用推進を図りました。 環境学習成果目標回数：年間20回 実績回数：3回 観光資源としての利用については、エコツアーなどの想定はしたものの、具体的なプログラムの策定までに至っていません。 これまで、消化液(バイオガスを取り出した際に発生する液体)の排水処理のための薬品代や電気代が施設運営経費の大半を占めていましたが、液肥の農業利用の普及拡大が進む中、消化液を液肥として全量を活用することで、平成24年12月から消化液の排水処理費用を削減し、効率的な施設運営に努めているところです。 	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
5	地域 コミュニティ (市民部 の強化)	行政 評価	1	合併により一層、地域コミュニティの自立性が重要とされる中、「地域まちづくり計画」は、たいへん有効なものと思われる。この <u>計画策定を促進すべき</u> である。	地域まちづくり計画の策定は、評価結果のとおり大変有効なものと考えており、既に策定された計画(6地域)の具体的事例を市ホームページで公開するなど啓蒙に努め、さらに計画策定を促進する。	・ 地域にぎわい創り推進員の職務の一つに位置付け、積極的に地区説明会を行っています。 ・ 新たに策定された計画は市ホームページで公開しています(平成25年2月末現在:12地区公開済)。	実施済
			2	次のことに取り組み、施策展開を図るべきである。 <u>① 地域づくりに対する学習機会や情報交換の場の提供等</u>	平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会からの答申を尊重し、地域のまちづくりを自治と協働により進め、また、地域の組織づくりを促進する。加えて、地域リーダーの育成を図る。	① 地域の将来ビジョンを策定するため、職員と地域にぎわい創り推進員が区長説明会などに出席し、学習機会や情報の提供を行っています(平成24年度実績[2月末現在]:大宮・久美浜町全域、峰山町安区、網野町浜詰区)。	一部実施済
			<u>② 地域づくりに携わる人材の育成</u>		② 大宮町の村づくり委員会や久美浜町の活性化協議会のような組織を増やしていくことが地域づくりに携わる人材の育成につながると考えられます。連携範囲を地区内のみならず、旧村や学校区を範囲とすることが地域づくりを行う上で重要と考えられることから、こういった組織を増やしていく方法について検討を行っています。あわせて、連携する組織の中心となる公の施設を活動拠点としたいと考えています。	検討中	
			<u>③ コミュニティ同士が連携する範囲の見直し</u>		③	検討中	
			<u>④ コミュニティ同士が連携し、活動する拠点の整理</u>		④	検討中	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
6	(商工業の振興 （商工観光部）	行政評価	1 市としてできることを何でも実施しようとする姿勢は評価できる。しかしながら、限られた財源の中で、市として、どのような商工業の振興を目指すのか、 <u>具体的な将来ビジョンを明確にして施策展開を図るべき</u> である。	短期的な施策としては、商工業関連団体である京丹後市商工会、丹後機械工業協同組合、金融機関などの意見を踏まえながら振興施策を実施していく。 中・長期的な振興については、経済・経営環境や経済トレンドが劇的に変化していく現在において、企業経営と同じく中長期でのビジョンが描きにくい状況にはあるが、市総合計画の基本計画をベースに、その実施計画を随時見直し(ローリング)しつつ、現在検討している「京丹後市商工業総合振興条例(案)」において振興施策の包括化・体系化を図りながら、施策展開を図っていきたいと考えている。	平成24年10月に京丹後市新経済戦略検討会議を設置し、市の新たな地域経済の方向性を示す経済戦略の検討や経済戦略を実現するための条例(商工業の総合的な振興を図るための条例と企業立地の推進を図るための条例)の制定に向けて作業を行っているところです。	検討中
			2 雇用創出のためには企業誘致が必要である。ただし、 <u>地元業者の経営が悪化しないような企業誘致を行うべき</u> である。	平成22年度に森本工業団地が完成したことを踏まえ、平成23年度においては企業・工場誘致フェアへの出展等、積極的な企業立地推進活動を実施していくこととしており、立地業種については、地元産業に影響が出ないよう、市内産業の均衡ある発展に配慮しながら進めていきたい。	企業立地推進事業として、誘致フェアへの出展(平成23年度～)などを行ってきたところですが、誘致対象企業や業種については、誘致による雇用創出効果のほか、操業に伴う地域経済への波及効果(市内間取引の発生による地元企業へのプラス効果)なども考慮しつつ、誘致活動を行っているところです。	実施済
			3 不況の中では、特に <u>人材の確保・育成</u> が重要である。この点を <u>踏まえて施策展開を図っていくべき</u> である。	雇用・就業機会の創出を図るための事業、解雇の予防を図るための事業等を実施しているが、雇用の安定・確保をより一層推進するため、人材育成等の事業主及び求職者向けのセミナー等の実施を行っていくこととしている。	<ul style="list-style-type: none"> 「地域雇用創造推進事業」を実施し、求職者と現職者を対象にビジネススキル向上や新事業展開のための知識・スキル習得のための事業を実施しました(平成23年度～)。 「丹後・知恵のものづくりパーク」における人材育成事業実施経費を負担し、必要な人材の育成を実施しました。 京都市内における「北部エリア企業合同説明会(主に学生を対象)」に参画し、UIJターンに関する相談対応を行うことにより、地元企業の人材確保を側面的に支援しました。 その他「京丹後市新経済戦略検討会議」において包括的な経済戦略を検討中であり、その中でも人材の確保・育成に関しても検討を行う予定です。 	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
6	(商工業の振興)	行政評価	4	<p>不況の中で成果を出すことは非常に難しいが、費用対効果ということが見えなければならない。例えば、利子補給したことによる企業の成長がどうなのか、<u>わかるようにすべき</u>である。</p> <p>厳しい経済状況を克服し、更なる商工業の振興を図るため、現段階では市内の中小零細企業等を倒産させずに全力で支援することが不可欠である。</p> <p>倒産防止と成長促進のためには、企業の”血液”とも言える経営資金の確保が極めて重要であり、それゆえ有利な条件での資金調達の円滑化を図り、経営の安定化や成長を促進していくため、保証料補助と合わせて利子補給を実施している。</p> <p>利子補給を受けた中小零細企業等の成長を的確に把握する項目はないが、各種統計調査から事業者数、従業員数、製造出荷額などを把握する中で企業の成長を考察できるか研究したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災、タイでの大洪水、欧州政府債務危機、円高などにより、市内事業者にとっては非常に厳しい経営環境が続いており、この間、左記の対応の方向性と同様に倒産防止と成長促進・経営の安定化のための金融支援施策を継続して実施してきました。 利子補給を受けた企業の成長を的確に把握できる指標がなく、外的要因による影響も大きいことに加え、上記のとおり厳しい経済状況下では、企業の成長などの効果を的確に把握することは非常に難しいところですが、左記の対応の方向性のとおり引き続き研究していきたいと思っております。 	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
7	京丹後ブランドの販売戦略 (商工観光部)	行政評価	1 茶、特A米など他にもブランド商品があるにもかかわらず、チャレンジショップ事業しか見えない。茶・特A米など農林分野のブランド商品を含め、 <u>市のブランド商品が何かを整理した上で、具体的な将来ビジョンを明確にして施策展開を図るべき</u> である。	この施策の中では京丹後ブランドチャレンジショップ事業しかないが、お米や野菜、丹後ちりめん、観光などは、「農林業の振興」「商工業の振興」「観光の振興」といった他の施策の中で、その活用や販売促進などは整理されている。	<ul style="list-style-type: none"> 市のブランド商品については、日本穀物検定協会、京のブランド産品協会、地場産業振興センターが行う認定制度を活用し、一定その整理を図ってきたところです。 上記認定商品以外のものを含め、どこまでを市のブランド商品として整理するか、引き続き検討する必要があります。 具体的な将来ビジョンの明確化には至っていませんが、各産品分野で方向性を持って施策展開を図っているところで、「特A米産地作り」「有機農業の推進」「水産物ブランド推進」などの各種事業の実施、「Tango Good Goods(丹後ブランド商品)」認定やチャレンジショップの運営、ICT(情報通信技術)を活用した産品集積活性化事業やLLP(有限責任事業組合)との協働による首都圏への販路開拓を、地場産業振興センターを支援しながら進めてきたところです。 	一部実施済
			2 本市には、よい作物を作っても販路を持たない、あるいは、販路を持っていても販売力が弱い農家が多い。 <u>良い作物が認められる機会を増やして、京丹後ブランドの確立につなげ、本市の発展を図るべき</u> である。	1次産品の販路については、農林水産環境部のほうで「京丹後市農産物流通戦略会議」を立ち上げ検討を進めているほか、地場産業振興センターが国のICT事業を活用して、大手インターネットサイトと連携して1次産品の集出荷・販売システムを構築したので、新たな取組として支援していく。	関係機関が行う認定制度の活用、ブランドチャレンジショップ(京都)・ICT(情報通信技術)を活用した産品集積活性化・首都圏への販路開拓事業への支援、農産物流通戦略会議の結果に基づく活動など、ブランド認知(確立)のための取組を行ってきたところです。	一部実施済
			3 商工観光部と農林水産環境部との連携等、 <u>市の各部署間の連携を密にして、施策展開を図るべき</u> である。	観光振興計画の中では、食や体験という面で農業分野は重要な観光資源と位置付けられている。また、京丹後ブランドチャレンジショップにおいて、募集した特別栽培米生産者のお米のお試し(少量)販売や農家による直接販売を実施してお米のPR事業を展開するなど、農商工連携、6次産業の推進に向け徐々に連携していく。	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務のほか、横断的プロジェクト、チームなどにより、部局間連携を密にした施策展開を図ってきたところです。 具体的な例として、ブランドチャレンジショップや首都圏販路開拓事業における農産物の販売や、有機農業推進事業の両部連携による実施などが挙げられます。 	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
7	京丹後 ブランドの 販売戦略 (商工観光部)	行政評価	4 <u>京丹後ブランドをどうするかということと、地域をどう活性化していくかということ</u> を絡めて、 <u>コミュニティビジネスを促進</u> することも検討するべきである。	地場産業振興センターのICTによるインターネット販売を通じて、農業者や生産者が計画的生産や販売技術を身に付け、所得の向上を図れるような仕組みづくりが検討されている。さらには農業者や生産者の有志によるLLP(有限責任事業組合)が立ち上がり、地域の集出荷や販売の中心となるなど新たなビジネスモデルが形成されつつあり、取引先の紹介など支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> LLP(有限責任事業組合)と地場産業振興センターの協働での首都圏への販路開拓による丹後産品のブランド化について、地場産業振興センターを支援しながら進めてきたところです。 民間を含めた「コミュニティビジネス検討委員会」が平成24年度に創設されたところであり、地域をどう活性化していくかということ絡めてコミュニティビジネス創出に向けた動きが始まっています。 コミュニティビジネスの性質上、基本は地域の考えに基づき、地域にある有形・無形の資源を活用してビジネスを行うことになると考えられますが、その中で“ブランド化”との接点を探ることになると考えられます。 	一部実施 済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
8	適正な土地利用の推進 (建設部)	行政評価	1 都市計画マスタープランの必要性は理解できる。ただし、マスタープランは規制の一面もあるため、計画策定に当たっては、 <u>都市としての魅力や活力を高め、市民生活の利便性を向上できるよう、市民の意見を踏まえ、柔軟な対応を図るべき</u> である。	都市計画マスタープランの成案化・区域再編については、京都府の都市計画審議会の審議、公聴会、大臣同意等の手続きを要するとともに、その前段で、本市の議会議決も必要であり、当然ながら市民への説明も含め、丁寧な対応に努める。そのため、平成23年度は「都市計画広報紙」を発行する予定である。 また、適正な土地利用の基礎となる「地籍調査」については、その調査・研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの基になる市まちづくり計画は、市民や各種団体の代表などで構成される「市民まちづくり懇談会」による「地域の課題把握や今後のまちづくりの在り方」の検討に加え、都市計画広報紙による市民への都市計画マスタープラン策定に向けた取組状況の公開、市民アンケートやまちづくり広場(各地域の住民で組織し、地域事情に応じたまちづくりのアイデアを検討)などを通じて、市民の参画を得ながら平成20年3月に策定したところです。 市まちづくり計画記載の新都市計画区域(案)を基に、平成23年7月に地区別の住民説明会を開催(再説明も含めて11回)し、説明会での意見を踏まえ、京丹後都市計画区域(案)をまとめました。平成24年2月に当該(案)により京都府へ申出を行い、現在、京都府によって新たな都市計画区域の指定の手続きが進められています。 京都府の都市計画区域の指定に合わせ、都市計画マスタープランを策定する予定ですが、引き続き市民の意見を踏まえながら、策定していきます。 	一部実施済
			2 都市公園施設の指定管理制度の活用については、 <u>地元雇用を守るという視点も踏まえ、委託するべき</u> である。	都市公園施設の管理については、民間事業者等のノウハウを活用しながらサービスの向上や効率的、効果的な施設の管理運営を目指しているところである。一部で市外業者の指定管理者となっているものの、その従業者は全て地元での新規雇用者である。 なお、今後は、モニタリングの導入を検討する中で、地元雇用や利用者アンケートによる評価項目等を加味し、一層の地元雇用、サービスの向上に努める。	左記対応の方向性のとおり、都市公園施設の管理で市外の事業者が指定管理者となっている施設もありますが、その従業員は全て地元での新規雇用者で地元雇用につながっているところです。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
9	河川・海岸・港湾の整備 (建設部)	行政評価	1 市が管理する河川の改修について、 <u>地域要望を踏まえた数年の年次計画を立て、河川未改修箇所削減に向けた目標管理を図るべき</u> である。	河川整備は下流からが原則である中、未改修の市管理河川は、下流で合流する府管理河川の改修待ちが多く、計画的な改修が難しいのが現状である。 平成23年度から下流の鳥取川改修が終わった木橋川の改修に着手するが、今後も下流河川の改修状況を見ながら目標管理を図ることに努める。	<ul style="list-style-type: none"> 改修予定箇所については、地域要望があったもののうち、優先度が高いものから一定の見通しを持って改修を行っていますが、河川改修には、多額の費用を要することや河川改修の完了まで複数年を要することから、1か所の河川改修に対し、3年以上の年次計画を立て、河川改修を実施しており、1年間に実施できる改修箇所は1か所程度に限定されている状況です。 地域要望などの中から、優先度の高い事業が出てくると改修予定箇所を変更せざるを得ないこともあるため、外部評価のご指摘の河川未改修箇所に応じた数年間の年次計画を立てることが難しいのが現状です。 上記のとおり、河川改修箇所に応じた数年間の年次計画を立てるところまで至っていません。 	実施困難
			2 アメニティー久美浜公園の管理事業は、「水辺の景観整備」という施策方針の事業であるが、この方針と公園の現状が合っていないため、 <u>公園の有効活用を図るべき</u> である。	アメニティー久美浜公園では、平成22年度に木造の公衆用トイレを設置して、公園利用者の利便性の向上を図ったところである。また、公園に隣接する久美浜一区地区においては伝統的な街並みを保全・活用して地域の活性化を図ろうとする「街なみ環境整備事業」が実施されており、今後、こうした事業と連携しながら、より、広く京丹後市民や周辺に点在する観光施設に訪れる観光客が利用できるよう、久美浜一区地区と協働した地域振興資源としての活用を図ることに努める。	アメニティー久美浜公園は、主に市民の散歩やジョギングなどに利用されるとともに、花火大会の鑑賞の場としての利用や隣接する浜公園施設で行われる行事・イベントの際にアメニティー久美浜公園の駐車場が利用されるなど、広く市民や観光客に親しまれ、活用されています。また、左記対応の方向性のとおり、市民や周辺に点在する観光施設に訪れる観光客が利用できるよう、久美浜一区地区と協働した地域振興資源としての活用が図られているところです。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
10	国際交流と 企画総務部 の推進	行政評価	<p>②国際交流事業及び①地域間交流事業に関わることのない市民にとって、この施策の成果は伝わりにくい面がある。 このため、今後、<u>都市間で交流事業を実施することの意義や、そこに市民がどのように関わっていただきたいのか</u>ということをわかりやすく、また、積極的にPRしていくべきである。</p>	<p>都市間交流は、行政間だけでなく、文化・スポーツ団体や産業団体など団体相互での交流のほか、観光などによる市民レベルでの交流も重要であるため、交流事例をまとめ、広くPRする中で、交流の魅力を発信していくこととしている。</p>	①	<p>木津川市との友好関係30年となる平成25年を前に、これまでの交流の経過を振り返るとともに市民が木津川市との交流を深めるきっかけとなるよう、友好盟約を締結した意義や主な交流の経過、木津川市の見どころなどについて広報きょうたんご平成24年7月号で特集記事を組み、市民に分かりやすくPRしました。</p>	実施済
				<p>同時に、国際交流事業についても国際交流協会が主体となって取り組んでいるところであるが、活動の意義について広く認識を深めていただくため、市としてもその活動を市民に対して広く周知を図ることとしている。</p>	②	<p>国際交流協会が主体となって取り組んでいる交流事業などの活動の意義について、広く市民に認識を深めてもらうため、広報きょうたんごでその活動内容を分かりやすく周知しているところです。また、活動を支援していただける日本語ボランティアなどの募集も行っているところです。</p>	実施済
				<p>①国際交流事業及び②地域間交流事業については、<u>観光分野との連携を図り、より効果のあるものにしていくべき</u>である。</p>	<p>山陰海岸ジオパークの貴重な地質遺産を教育、観光、産業などに活用するため、市民をはじめ在住外国人も対象としたジオパークガイドを養成し、国内外から京丹後を訪れる観光客に対して、その魅力を効果的に発信するなど、交流のきっかけとなる場づくりを推進することとしている。 また、本市と友好都市提携を結んでいる中国亳州市からの観光誘致を図るため、市観光協会が実施する亳州市行政及び観光関係機関の訪問事業に同行し、誘客を実現させるための協議及びPRを行う。</p>	①	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークガイド養成については平成21年度から実施中で、平成25年度は京丹後市国際交流協会への委託事業として実施を予定しています。 ・ 中国亳州市からの観光誘客については、平成23年度に本市訪問団が中国亳州市を訪問し、行政機関、旅行者など観光誘致のための協議・PRを行いました。 ・ 平成24年にも、中国亳州市で行われたイベントで、観光協会などが中心となって本市のPRを行っていただくなど、観光振興に向けた交流を行いました。
		<p>地域間交流事業に関しても、観光情報を相互に提供する仕組みづくりを図ることとしている。</p>	<p>②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木津川市との友好関係30年となる平成25年を前に、地域の豊富な観光資源を活用した観光客誘客の増進を図るための事業を久美浜まるごとプロデュース協議会(市内のまちづくり団体)へ委託し、本市と木津川市双方でのモニターツアーなどを実施し、交流を図りました。 ・ 小浜市・舞鶴市・宮津市・京丹後市・豊岡市で構成する中日本海交流会議において、地域の魅力を発信するための連携について検討を行っています。 	一部実施済		

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
11	(教育委員会事務局) 若者の育成	行政評価	1 高校生以上の青少年の参加が少ない理由は、参加できる事業自体が少ないためである。よって、 <u>この年代を対象とした意向調査を実施し、高校とも協力しつつ効果的な施策展開を図るべき</u> である。	高校生の意見を把握することも必要であり、市内の高校生を対象に、まちづくりへの参加に関する意向調査を平成24年度に実施する。 なお、併せて青年層の意向調査も実施し、その結果を踏まえ効果的な事業展開を図る。	高校生や青年層への直接的な意向調査は未実施ですが、社会教育事業の一部では、市内高等学校と協議しながら高校生の参画と運営協力を依頼しており、高校生が参加する事業として赤ちゃんとのふれあい交流事業を実施したり、夏休みのキャンプ事業へ高校生がボランティアスタッフとしての参加したりしているところでは。	一部実施済
			2 「まちづくりへの若者の参加促進」という施策方針に係る構成事業が「成人式開催事業」のみであるため、 <u>その他にも事業を実施するなどの工夫が必要</u> である。	地域の若者が、地域づくりのための提言や地域の良さを外部に発信する活動を行う組織をつくることを目指している。まずは、この組織づくりに向け、交流事業を平成24年度に実施する。	20歳以上40歳以下の市内の若者が集い、市の将来のビジョンや課題について議論する京丹後市まちづくり青年塾を平成24年10月から開講し、市が直面する課題の中からテーマを定め、学習と検討を行い、市へ政策提案を行っています。	一部実施済
			3 町域を超えた交流事業や都市との交流事業は、子どもを成長させる効果的な事業であり、交流事業を経験した子どもが成長したとき、ボランティアとして支援者になるなど有意義な事業である。 <u>地域の協力を得ながら積極的に推進するべき</u> である。	子どもの体験事業により、さまざまな校区や町域の子ども達が交流し、互いの理解や協力の必要性を感じてもらうことで、子ども達の健やかな成長を促していくことを目指す。	・子どもの体験事業について、従来からの市内の子ども全てを対象にする事業に加え、平成22年度から2つ以上の地域公民館による合同事業(町域を超えた事業)を行っています。 ・友好都市交流事業として、木津川市の少年野球チームとの交流事業を毎年継続実施しています。 ・北部合唱団交流事業として、北部地域(福知山以北4ブロック)の合唱団交歓演奏会を継続して実施しています。	実施済
			4 地域子ども教室等の事業は、土日の開催であり、スポーツ少年団活動と重なり、参加できない子どもも多いため、 <u>平日での事業実施に努め、できるだけ多くの子どもたちに参加してもらえるよう工夫するべき</u> である。	子ども教室は、子どもの選択肢を広げ、より多くの子どもが地域で活動できるように現在の活動を継続して実施する。 なお、事業実施は指導者の都合によりますが、現在、平日に実施している教室もあり、より多くの子どもたちが参加できるよう、さまざまな状況を踏まえ事業展開を図っていくこととする。	・多くの子供に塾などによる時間的制約があり、かつ保護者と指導者の負担が大きという現状の中、平日の事業実施は、一部の子供を対象とした通学合宿(家庭から離れ、宿泊可能な施設を拠点として共同生活しながら通学)や夏休みを利用した宿泊体験などに限定して実施できているのが現状です。 ・平日の事業実施は難しい状況にありますが、事業の実施団体でのチラシ内容の工夫や学校を通じて多くの子供に配布するなど、できるだけ多くの子供に参加してもらえるよう努めているところでは。	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
12	社会（教育・委員会事務局の充実）	行政評価	1	公民館長や公民館主事になってもらにくい状況、また、市の財政が厳しい中で、公民館活動について、このまま旧町ごとの活動を継続するのではなく、 <u>市として何をどのように取り組むべきかを充分議論し、展開していくべき</u> である。	平成23年1月、社会教育委員会議から「京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方について」の答申をいただいた。この答申を踏まえ、平成23年度に公民館再編計画を策定し、より効果的な公民館運営を図る。	社会教育委員会議からの答申を踏まえ、現在、公民館再編計画の策定に向けて、関係者と市民から意見を聴取しています。	検討中
			2	公民館活動は、地域や人間関係を学ぶことができる有意義な社会教育活動であるが、その中には、社会教育活動として疑問に感じる活動もあるため、 <u>活動に関わる人材の育成強化を図るべき</u> である。	公民館活動の充実や職員としての資質向上を図るため、地域公民館長や主事及び地区公民館職員を対象に、専任講師による研修を引き続き計画している。	公民館活動の充実を図るため、地域公民館長や主事、地区公民館職員の研修を引き続き実施しています。	実施済
			3	公民館活動の中には、市の経費負担が僅かな事業がある。一般的に、市民の力だけで実施できると思われるこれらの事業に行政が関与する必要があるならば、 <u>行政が関与する意義を明確に持つておくべき</u> である。	生涯学習都市を目指し、市の経費負担が僅かであっても、地域住民の教養の向上や、生活文化の振興のために、実施すべき公民館活動があると考えている。	公民館活動で行っている事業は、参加者に経費を負担してもらったり、経費節減に努めたりしながら事業を実施しているところで、市の経費負担がわずかな事業であっても、社会教育法や市公民館条例に基づく社会教育の振興に必要な事業として実施しているところ です。	実施済
			4	<u>「成人教育事業」「女性教育事業」「高齢者教育事業」</u> の内容は、公民館活動と重なるところがあり、また、参加者も重なっている可能性もあるので、 <u>整理が必要</u> である。	平成23年度に、女性教育事業及び高齢者教育事業を成人教育事業に整理統合することとした。 また、公民館事業と成人教育事業とは、事業内容は類似のものがあるが、公民館事業は旧町単位で実施し、成人教育事業は市単位で実施する。対象者が重なる可能性があるが、公民館事業は地元 の地域をよく知り、その文化等を次の世代等に伝えていくために必要であり、一方で、成人教育事業は町域を超えた交流や体験ができる意義のある事業であることから、どちらの事業も引き続き推進していく。 ただし、財政的な面は十分考慮し進めていくべきと考えている。	地域課題や学習課題の内容から、旧町単位で実施したほうが効果的なものについては、公民館事業として実施しており、市全域を対象として事業実施したほうが効果的なものを成人教育事業として整理し、事業実施しています。 ※ 女性教育事業は、平成23年度から成人教育事業へ事業統合しました。また、高齢者教育事業は、平成23年度から実施していません。	実施済
			5	図書館に関しては、効率性だけでなく <u>専門性も重視しつつ、アウトソーシング</u> の検討を図るべきである。	利用者の利便性や図書館サービスの一層の向上を図ることを基本に、人員体制や業務委託など管理運営の在り方について、適宜図書館協議会において検討する。	・ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 ・ 現在の状況としては、アウトソーシングしても財政的な効果は少なく、また学校との連携強化や今後も市民の多様なニーズへの対応などが必要であるため、当面は現状のまま運営する方向で検討しています。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成22年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
12	社会 (教育・委員会事務の充実に スポーツ局)	行政評価	6	<p>①峰山いさなご施設、②マスターズビレッジ、③たちばな会館、④網野教育会館について、設置目的や費用対効果等を踏まえ、施設の存在意義や市が管理運営する必要性を再検証すべきである。</p> <p>峰山いさなご施設は、本年度指定管理者の応募がなかったものの、再度指定管理者制度への移行について引き続き検討する。</p> <p>また、たちばな会館及び網野教育会館は、地元区に管理委託している状況であり、施設の管理運営のあり方等について、地元区を始め関係部局と協議を進める。</p>	①	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 現在の状況としては指定管理者制度への移行の方向で検討を進めています。 	検討中
					②	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 現在の状況としては指定管理者制度への移行の方向で検討を進めています。 	検討中
					③	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 現在の状況としては地元への移譲の方向で検討を進めています。 	検討中
					④	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 現在の状況としては地元への移譲の方向で検討を進めています。 	検討中

■ 外部評価結果（平成23年度評価実施分）に対する実施状況一覧表

- この一覧表は、平成23年度に実施された外部評価結果に対する実施状況を平成25年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。
- 外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性は、平成23年度末時点の方向性です。そのため、現在の方向性や実施状況と異なる場合があります。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
1	上（上下水道整備）	行政評価	<p>下水道の接続率が低いにもかかわらず、接続率を向上させる有効な手段のないまま、さらに下水道の整備を進めていること、水道施設や下水道施設などの整備のほとんどが市の借金により実施されていることから、今後、少子高齢化や市の人口が減っていく中で、計画通りに整備が実現できたとしても経営面で不安を感じる。</p> <p>そのような中で、集合処理区域（下水道・集落排水施設）から個別処理区域（浄化槽）への計画の見直しは妥当な判断であり、<u>今後の計画においても、長期的な将来の見通しの視点から必要な見直しを的確に行うべきである。</u></p>	<p>水道施設整備の基本となる水道事業基本計画では、給水人口の減少を見込んで老朽施設の統合整備を行うよう見直しを行い、計画に沿って施設整備を行っています。</p> <p>また、下水道施設整備の基本となる水洗化計画でも、事業費や施設の維持管理費、水洗化の早期実施を勘案し、多額のコストや事業期間が長い「集合処理区域」の一部について、比較的安価で事業期間も短い「個別処理区域」へ変更し、計画に沿って整備を行っているところです。</p> <p>外部評価のご指摘にあるように、今後も長期的な将来の視点視野に入れながら、5年おきに水道事業基本計画及び水洗化計画の見直しを行うことで、引き続き将来にわたって安定的に水道水や下水道サービスを提供できるよう努めていきます。</p>	左記の対応の方向性のとおり人口減少などに対応した施設の整備を進めています。	一部実施済
		歳出抑制	<p>水洗化推進支援事業について、100万円以上必要となる下水道接続工事に対して、5万円の補助金でどの程度効果があるか疑問であること、下水道が整備された区域においては下水道に接続することは義務であることから、<u>当該補助金による効果を検証した上で、供用開始後の数年間を補助期間とするなどの見直し</u>の検討を行ってはどうか。</p>	<p>下水道事業においては、下水道使用料の収入などを財源として、管渠等施設の維持管理及び老朽化した施設の改築などを行っております。そのような中、本市では下水道への接続率が低いことが大きな課題となっており、下水道事業の健全な経営のためには、供用開始区域における接続率の向上を早急に進めていく必要があります。そのため、市としては、今後、戸別訪問の強化などを中心に、あらゆる接続促進策を講じて下水道の接続率の向上に努めていく必要があります。</p> <p>このような状況から、水洗化推進支援事業による補助金は、接続促進策の中心となる戸別訪問を行っていく上で、必要な事業であると位置付けており、本補助金については、当面、現状のままでも継続していきたいと考えています。</p> <p>今後は、戸別訪問を強化することで補助金の実効性をさらに高めるとともに、他の接続促進策も検討し、下水道接続率を向上させることで、加入分担金や下水道使用料の歳入確保に努め、経営の改善につなげていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合処理区域の下水道への接続率が、本補助金を導入した平成20年度から平成23年度の間50.0%から53.3%へ向上しており、本補助金が接続率向上の誘因となっていると考えます。 ・ 他の推進策と合わせた複合的な補助金制度の在り方についても調査・研究していきたいと考えます。 ・ 左記の対応の方向性のとおり、下水道への接続率の向上に努めていく必要がある状況下では、補助対象条件の厳格化は実施困難と考えます。 ・ 今後も戸別訪問を中心とした接続推進を行い、早期に下水道接続率の向上を進めて行く予定です。 	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
2	(商工の観光振興部)	行政評価	1	観光立市を目指すということであれば、市外からどれだけ多くの方に訪れていただき、どれだけ多くの方に宿泊していただけるかということが重要になってくると思われる。また、このような視点で見れば、集客効果が高く、かつピーターの見込める事業が重要になってくると思われる。従って、今後予算が減少していく中では、 <u>このあたりに視点を置いた上で、どの事業をやめてどの事業を継続するのかについて検討を行うべき</u> である。	市では、多くの方に訪れていただくための情報発信と受入れ体制の整備を施策の基本とし、観光スポーツイベントの実施、宿泊を伴う各種大会への補助、合宿誘致活動など直接宿泊につながる事業に力を入れ取り組んでいるところです。また、ジオパークをテーマにした受入れ体制の整備や情報発信にも努めているところです。 そのような中、観光客のニーズやマーケットの状況、本市の資源を最大限に生かせるターゲットの絞込みなど、事業の実施においては、優先順位や費用対効果を見極めながら絶えず見直しを行っていきたくと考えています。	・ 左記の対応の方向性のとおり、事業の実施においては、優先順位や費用対効果を見極めながら絶えず見直しを行いながら、事業を実施しているところです。 ・ 京丹後市観光振興計画に基づいた取組の成果と課題を踏まえ、事業の継続等について検討を行った上で、現在、第2次京丹後市観光振興計画を策定中(3月定例会に議案上程)で、今後はこの計画に基づき、より効果的な観光振興事業の推進に努めたいと考えています。	実施済
			2	今後、予算が減少していくことが明白な中では、事業により利益を受ける地元の方や <u>観光業者、観光協会と話し合い、これらの方々にもっと協力</u> をしてもらい、市の支援が減額や廃止されても、事業が継続できる体制を作るべきである。	観光事業の実施においては、観光協会や観光事業者など地域だけでなく、行政も一体となって取り組むことで、より事業効果が高まるものと考えています。 他方で、外部評価のご指摘の点も今後は重要となってくることから、関係団体などと協議を進め、各事業の精査を行いながら、持続可能な実施体制の構築に努めていきたくと考えています。	・ 現在、第2次京丹後市観光振興計画を策定中(3月定例会に議案上程)で、本計画の中で観光推進体制の強化を重点推進事項の一つとして掲げる予定です。 ・ 今後は、第2次京丹後市観光振興計画に基づき、観光協会や観光事業者、行政が一体となり、情報と目的の共有や課題認識と解決に向けたプラットフォーム(事業推進の基礎となる組織体)づくりを推進することとしています。	検討済
			3	観光協会からだけでなく、 <u>実際に観光客と接する観光業者の生の声も聴くことで、観光業者が何を必要としているかを把握</u> して、効果的な事業実施を図るべきである。	観光協会の役員の中には、宿泊事業者や観光関連業者の方も多く、これらの方から直接、生の声を聴いているところです。また、観光協会だけでなく、観光関連団体や観光関連施設、指定管理者の方などさまざまな方からも意見を聴いており、さらに市観光立市推進会議や市観光インフラ会議などの場においても意見を聴き、観光業者からのニーズの把握に努めているところです。 今後も、引き続き、生きた情報の把握に努め、観光業者の方が必要としている内容を把握することで、施策事業に生かしてまいります。	左記の対応の方向性のとおり、観光協会支部長会議等への出席や指定管理施設の管理状況の定期的な把握などを通じて、観光業者のニーズの把握に努めました。	実施済
			4	京都府丹後広域振興局の観光部署との連携を強化するべきである。	丹後広域観光キャンペーン協議会の運営や山陰海岸ジオパークの推進など、京都府丹後広域振興局の関係部署とは絶えず連携をとっているところです。今後も、引き続き、連携の強化を図るよう努めてまいります。	左記の対応の方向性のとおり、丹後広域観光キャンペーン協議会や山陰海岸ジオパークの推進を通じ、引き続き、京都府丹後広域振興局の関係部署との連携に努めました。	実施済
		歳出抑制	1	(1) 水難対策事業 海水浴場により利益を受けることになる旅館業や地元の方などに、市の財政が厳しいことを理解してもらい、 <u>ボランティアでの協力や報酬を減額しても協力してもらえるよう交渉</u> してはどうか。	水難対策に関しては、命を守る観点から行政機関(海上保安庁、警察、消防、市など)が連携協力し、万一の事故に備えた体制をとるとともに、水難事故の未然防止、事故発生時の迅速な対応を行うために連絡員を配置しているものです。 このことから、有償による連絡員の配置は必要な措置と考えており、また、業務内容から頑強で責任感のある連絡員を確保する必要があることから、報酬の減額は難しく、当面は現行のとおり進めていきたくと考えています。	左記の方向性のとおり、連絡員業務の重要性と人員確保の必要性から報酬の減額は困難であり、従前のとおり事業を進めています。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
2	(商工の観光振興部)	歳出抑制	<p>(2) 観光サイン整備管理事業 第2次のサイン整備については、第1次整備計画で設置した観光サインの効果について十分に検証した上で行うべきであり、事業の取捨選択が求められる中では、①整備を一旦休止してはどうか。 また、既に設置した観光サインについて、②適切な設置場所であるか、設置数が適当であるかについての検証を行い、必要に応じて見直しを行ってはどうか。</p>	<p>第1次整備計画では、旧町ごとにまちまちであったデザインを統一し、市内入口の歓迎看板、主要交差点などの誘導看板、駅などの案内看板を整備したところですが、まだまだ設置数が不十分である、より適切な分かりやすい場所に設置すべきとの意見を多くいただいているところです。 このため、観光客の利便性向上や本市のイメージアップを図るため、引き続き整備を進めていきたいと考えていますが、外部評価のご意見を踏まえ、必要に応じ既設看板の見直しを行うなど、既設看板の効果なども十分に検証した上で、第2次観光サイン整備計画に基づき、整備を進めていきたいと考えています。</p>	<p>① 第1次観光サイン整備計画の期間を終え、整備の必要性を検証した上で、平成23年度に第2次観光サイン整備計画を策定したところであり、これに基づいた整備が必要であると考えており、整備の休止は困難です。</p>	実施困難
			<p>② 第2次観光サイン整備計画の策定に当たり、平成23年度に市域内サインの設置場所や設置数などについても検証を行いました。 ・ 検証の結果、既存のサインの設置場所と設置数について適当と判断しており、現状では見直し対象のサインはありません。</p>	実施困難		
			<p>(3) あじわいの郷支援事業 市の観光拠点の一つではあるものの、毎年の支援金額が非常に大きな額となっているので、あじわいの郷と協議を行い、金額を抑えつつ効果的な運営ができるような工夫をしてもらってはどうか。</p>	<p>あじわいの郷は、11万人(平成22年度)の入園者があり、近隣にテーマパークと呼べる施設がほかにない本市にとって、観光施設として果たす役割は非常に大きいものがあります。 また、これまでからあじわいの郷の効果的な運営についてさまざまな角度から検討がなされており、平成20年度からは入園者数が増加に転じ、平成22年度には6年ぶりに入園者数が11万を超えるなど、関係者が協力し効果が上がるよう努力がなされているところです。 これらのことを踏まえ、市としては、入園者数が増え収益が上がるような取り組みを、引き続き、関係機関・関係団体と連携して進めていくことで、歳出抑制につなげていきたいと考えています。</p>	<p>・ 年数回開催される理事会では、設置者である京都府を含めて、あじわいの郷の運営状況や収支状況、効果的な運営について、協議がなされているところです。 ・ また、本市を含む関係団体などで組織するあじわいの郷協力会では入園者の増加に向けた取組が実施されており、その成果も着実に表れているところです。市としてもできる限りの支援を行う必要があると考えており、今後、安定的な入園者を確保する中で、支援金額についても見直しを行い、歳出抑制につなげていきたいと考えております。</p>	検討中
			<p>(4) セミナーなどの実施事業については、受講者などから着地型観光のノウハウの向上や新しい観光商品の提案が出てきたのかなど、セミナー実施の効果が分かりにくい。 過去のセミナーの効果を検証した上で、効果があがらないのであれば、休止も含めた見直しの検討を行ってはどうか。</p>	<p>セミナーの開催については、観光地としての資質を高めていくために必要な事業であると考えており、平成23年度からは国の事業を活用し実施しているところです。 セミナーの開催による効果はすぐには現れないものと思いますが、開催の目的や開催後のフォローを大切にすることで効果が発揮できるよう努め、今後とも必要に応じ開催をしていきたいと考えています。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、平成23・24年度には地域雇用の拡大に必要なものとして、国の事業を活用したセミナーを開催中であり、その成果についても検証を進めています。 ・ セミナーの開催を通じて、ジオパークガイドの育成(平成24年度ガイド案内人数:約900人)、旅行商品の造成・販売(平成24年度体験メニュー販売人数:約250人)が実施されるなどの成果も見られますが、今後、開催の必要性については十分検討を行います。 ・ 上記のとおり成果を検証中の段階のため、見直しの検討段階に至っていません。</p>	検討段階 に至っていない

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
3	(企画総務部・市民部) 地域交通の確保	行政評価	1	(1) 北近畿タンゴ鉄道の駅管理業務 北近畿タンゴ鉄道の関連事業については非常に経費がかかっており、抜本的な見直しにより効率化を図る必要がある。 駅舎を有人にして券売業務と併せて観光案内機能を持たせることは理解できるが、現状としては両方の機能が十分な効果を発揮できていない。 <u>①利用実態から有人による駅舎業務の必要性を十分に検証し、②有人による業務が必要な駅については、市の玄関として観光案内等の機能を充実させ、利用者の利便性の向上を図るべきである。</u>	北近畿タンゴ鉄道の利用促進に注力している現在の状況においては、有人駅は観光客を含めた利用者の利便性の向上につながるものと考えています。 一方で、駅によって利用者数や利用実態などの状況はさまざまであるため、これらの状況を十分に検証し、有人の必要性を含めた駅機能のあり方について検討する必要もあると認識しています。 検討結果を踏まえた上で、有人が必要な駅については、利便性の向上に向けて、観光案内や情報発信など駅機能の充実を図ることができるよう検討を行います。	① 北近畿タンゴ鉄道が定期的に行っている乗降調査の結果などを参考にしながら、駅機能の在り方について検討を行っているところです。	検討中
			2	(2) コウノトリ但馬空港利用航空運賃助成事業 丹後・但馬地域の空港として、利用促進の観点から、利用者にとってはインセンティブのある制度ではあるが、必ずしも東京直行便の実現には効果的ではないと思われるので、 <u>より効果的な方法を検討すべきである。</u>	本助成制度は、直行便就航に向けた但馬空港発着便の搭乗率の増加に貢献しており、東京乗継利用者数も年々増加していることから、一定の効果があると判断しており、助成制度は今後も続けていく方向です。 一方で、外部評価のご指摘を踏まえ、より詳細な利用実態の把握に努め、より効果的な方法を検討していきたいと考えています。	② 観光客の利用が多い網野駅の観光案内機能を充実させるため、観光協会などと連携しながら、ワンストップで観光情報などを提供することができる案内窓口を平成25年度に設置する予定です。	検討済
		歳出抑制	1	(1) 北近畿タンゴ鉄道関連業務と駅機能のあり方について 北近畿タンゴ鉄道の関連事業については非常に経費がかかっており、抜本的な見直しにより効率化を図る必要がある。 地域交通の幹線、支線の観点で考えれば、 <u>①バス・ターミナル機能が有する駅の接続性を高め、バス・鉄道両方の収入増を図るとともに、②その他の駅については駅舎の無人化と維持管理費のかからない簡易な駅舎への改造を検討して、管理経費を削減してはどうか。</u>	鉄道とバスの接続については、これまでから接続性の改善に取り組んできたところですが、引き続き鉄道のダイヤ改正に合わせ、接続性の向上を図っていきます。 また、利用者の利便性の向上につながる有人駅は、北近畿タンゴ鉄道の利用促進を図る上で必要であると認識しています。 一方で、駅によって利用者数や利用実態などの状況がさまざまであることから、これらの状況を十分に検証した上で、駅機能のあり方について検討していきたいと考えています。 その上で、費用対効果も検証しながら、それぞれの駅機能に合った運営方法への見直しや簡易な駅舎への改造など管理経費の削減を図ることができるよう検討を行います。	① 平成24年度から公共交通情報連絡会議(構成員:京都府、沿線市町、北近畿タンゴ鉄道と路線バス会社)を開催し、鉄道と路線バスの接続強化について協議しました。 平成25年3月の鉄道のダイヤ改正に合わせた路線バスのダイヤ改正では、協議結果を踏まえ、鉄道と路線バスとの接続が強化されたダイヤとなる予定です。 引き続き、鉄道と路線バスとの接続強化に向けた検討を行っていきます。	検討中
			2	(2) 市営駐車場管理事業 市営駐車場そのものの必要性を検証し、 <u>①必要性が低いものについては、廃止して別の目的で使用するか、処分(売り払い・返却)も含めた市営駐車場の抜本的な見直しを行ってはどうか。また、②駐車場の利用者が特定できるのであれば、利用料を徴収すべきである。</u>	議会や監査委員からの指摘や意見、外部評価などを受け、平成23年10月に市内の市営駐車場のあり方検討会を開催し、現状や課題の整理、市営駐車場のあり方や今後の方向性についての検討を行ったところです。 現在、パークアンドライド駐車場などへの目的変更を含め、さらなる検討を進めており、平成24年度内には、今後の市営駐車場のあり方の方向性を打ち出す予定です。	② 北近畿タンゴ鉄道が定期的に行っている乗降調査の結果などを参考にしながら、駅機能の在り方について検討を行っているところです。	検討中
			1			① 平成24年11月に地域アンケートを実施するとともに、関係部署との調整を行い、市営駐車場の在り方や今後の方向性について検討中です。	検討中
			2			② 市営駐車場の今後の在り方方針を策定する中で、個人への貸し付けが必要な場合は、条例の改正を行い、その後の用途目的に応じた対応を行っていくこととなります。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
4	消防・防災体制の強化 (企画総務部)	行政評価	<p>消防団員の確保が困難になってくる中で、屋間に火災などが発生した場合に、地元で仕事をしている消防団員が少ないことや事業所に勤務している消防団員が出勤しにくいことにより、消防車両が出勤できないという問題が生じている。このため、①消防団活動に対する理解が得られるように事業所へ働きかけたり、②消防団協力事業所を広報などでPRするなど、消防団活動に対する理解を広げ、消防団員の確保や消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整えることが必要である。</p> <p>また、定員割れや屋間の消防力の弱い地域において、消防団OBなどが屋間の火災や大規模災害などの特定の活動だけに参加する③機能別消防団員制度の導入などの市民が消防団活動を補助しやすい環境作りについても検討すべきである。</p>	<p>事業所から消防団活動に対する理解が得られるよう、消防団の要請に応じ、消防団員の勤務先事業所に対して、消防団活動の理解を求めるお願いの文書を送付しており、その際に消防団協力事業所表示制度加入のパンフレットも同封しているところである。併せて、消防団員の入団促進や消防団活動の理解が進むよう、市ホームページ上で協力事業所名を公開しており、消防団活動が行いやすい環境の整備のため、今後も消防団協力事業所を増やしていきたいと考えています。</p> <p>消防団活動への協力事業所を増やすためには、消防団協力事業所に対する優遇措置が効果的と考えられることから、優遇措置の検討について京都府へ要望を行っており、引き続き、要望を行っていききたいと考えています。併せて、市独自の施策についても、引き続き検討していきたいと考えています。</p>	<p>消防団活動の理解と協力を求めるための依頼文書を団員の勤務先に送付しました(平成24年度送付実績:延べ116事業所)。</p>	実施済
			<p>また、全国的に屋間の消防力低下が問題となっている中、特に市内周辺部の屋間消防団員の確保が厳しい地域を中心に、機能別消防団員制度の導入を検討しているところです。消防職員及び団員OBや自営業者などを中心に、本市の状況により適した機能別消防団員制度について、消防団再編に併せて導入していきたいと考えています。</p>	<p>現在、消防団の再編計画を進めているところであり、機能別消防団員制度についても検討中です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防団協力事業所を市ホームページ上で公開しています。 消防団員の加入を促進するため、消防団員が勤務する事業所に消防団協力事業所表示制度のパンフレットを送付しました。 	一部実施済
			<p>若年人口が減少し、消防団員の確保が困難になってくる中で、<u>消防団の組織、団員数、消防車両の配置などについて適正な規模について検討を行い、少人数でも迅速な消火活動が可能な体制</u>を検討すべきである。</p>	<p>現在、団員数、組織、消防車両及び消防車庫の適正配置などのため、消防団再編の検討を行っているところです。</p> <p>また、消防団再編の検討に伴い、屋間の消防力を維持するため、機能別消防団員制度の導入についても検討を行っています。</p> <p>併せて、現在、自主防災組織の設立、既設組織の活動の活性化、初期消火に非常に有効な市民や自主防災組織に対する消火栓の取扱講習などについても取り組んでいるところで、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 京丹後市の実情に応じたより適正な消防力の再配置を目指し、団再編計画を検討しているところです。 現在、進めている消防団の再編計画の検討を行う中で、屋間の消防力を維持するための効果的な出動体制についても検討しているところです。 消火活動に必要な消防水利の整備、特に少人数でも初期消火が行える消火栓整備については、水利が不足するエリアへの新設や老朽化に伴う改修など、計画的に整備しているところです。 自主防災組織の設立を推進し、市防災訓練などで消火器や消火栓取扱講習を実施する中で、市民も含め初期消火が行える体制作りに取り組んでいるところです。 	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
4	消防・防災体制の強化 (企画総務部)	行政評価	3	<p>市内の事業者の廃業、倒産などによる地域の防災力の低下を避けるため、<u>市内の事業者が①消防団員の確保や②地域防災に貢献しているということを入札制度などにおいても考慮すべきである。</u></p>	<p>公共工事などの発注に当たっては、市域の防災力低下を防止し、市内の経済活性化や安全安心づくりに資するため、市内業者に発注することを原則としています。また、市内業者の受注機会の確保・増大を図るため、積極的に分離・分割発注に努めているところです。</p> <p>さらに、市が発注する建設工事の請負者に対して、下請業者の選定や資機材の調達について、市内業者を優先選定(利用)するよう要請しているところです。</p>	<p>① 消防団協力事業所に対する入札制度の優遇措置については、京都府と府下市町村が導入していないことや全国的にも導入事例が少ないことから、現在のところ導入は考えていません。</p>	実施困難
			4	<p>震災時に、避難所でのトイレの確保が問題になっており、被災地で下水道が使用されている場合、災害で処理場や下水道管の一部が破壊されるとその地域の下水道すべてが使用不能となる事例が生じている。下水道施設の復旧には長い月日と多額の費用を要することから、震災に強い実績を持つ浄化槽が注目されている。よって、災害時に多くの市民の避難所となる施設については、下水道整備時に多額の費用をかけて浄化槽を撤去するのではなく、<u>休止や防火水槽へ転換するなど、有効活用</u>するよう検討すべきである。</p>	<p>下水道法の規定により、災害時に活用される市の施設であっても、下水道整備時には、浄化槽を廃止して、污水管を公共下水道に接続しなければなりません。</p> <p>また、浄化槽廃止後に、浄化槽を使用せず放置すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物とみなされ、不法投棄の対象となることから、使用しなくなった浄化槽については、撤去しなければなりません。</p> <p>ただし、浄化槽の大きさや地域の事情により、防火水槽を含め、他の利用目的で有効活用することは可能です。</p> <p>以上のことを踏まえて、防火水槽への転換にかかるコストや既設浄化槽の設置位置、その施設の周辺水利なども勘案しながら、研究を進めていきたいと考えています。</p>	<p>② 左記の対応の方向性のとおり、市内業者への発注を原則とし、積極的な分離・分割発注により受注機会確保に努めています。</p> <p>・ 地域防災への貢献については、次のとおり建設工事の入札参加者の格付の際に評価点への反映を行っています。</p> <p>○ 除雪協力業者について、市独自の点数を評価点として加点</p> <p>○ 市と災害応援協定を締結している建設業者には、国の「経営事項審査制度」に基づく総合評点での加点があり、加点後の総合評点が市の評価点へ反映</p>	実施済
		歳出抑制	1	<p>市消防団として効率的な消防団活動を行うため、<u>①消防団の再編とともに消防車両などの資機材の適正配置を検討し、全体として経費節減</u>を図ってはどうか。また、将来的には<u>②消防団運営活動謝金などの固定費としての経費の削減</u>を検討しつつ、<u>③消防団員の士気が低下しないよう頑張っている団員には出勤に応じてしっかりと手当を支給</u>することも検討してはどうか。</p>	<p>現在、消防団再編の検討を行っているところで、その中で団員数・組織・消防車両・消防車庫の適正配置などについても検討を行っており、消防団の再編を行う中で、経費削減にはつなげていきたいと考えています。</p> <p>また、分団や部の組織運営や資機材管理などに対する消防団運営活動謝金(固定費)の段階的な削減については、すでに取り組んでいるところです。</p> <p>一方、消防団員の報酬や出勤手当等につきましては、国の基準に近づけ団員個人の活動に対する処遇向上をめざし、額や単価のアップを検討していきたいと考えています。</p>	<p>① 左記の対応の方向性のとおり、現在進めている消防団再編の検討において、消防車両などの資機材の適正配置について検討しています。</p>	検討中
			1	<p>左記の対応の方向性のとおり、現在進めている消防団再編の検討において、消防車両などの資機材の適正配置について検討しています。</p>	<p>② 左記の対応の方向性のとおり消防団運営活動謝金(固定費)の段階的な削減について、平成23年度に引き続き取り組んでいるところです。</p>	一部実施済	
					<p>③ 左記の対応の方向性のとおり団員個人の活動に対する処遇向上を目指し、額や単価のアップを引き続き検討しているところです。</p>	検討中	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
5	(教育委員会の支事務局)	行政評価	1	<p>(1) 保育所の再編 市の財政が厳しい中では、保育所の再編を進め、保育所の数を減らすことは妥当と考えるが、<u>送迎バスの配車などの支援が必要な市民へのサービス確保を条件に、より効率化を図るために、再編計画に沿って、保育所の統廃合の流れを加速すべきである。</u></p>	<p>現在、保育所再編等推進計画に基づき、峰山、大宮、弥栄及び久美浜地域において保育所施設再編の取り組みを進めているところです。 保育所の再編を進めるにあたっては、地元区長や保育所保護者会の方々に構成される建設検討委員会を統合予定保育所ごとに立ち上げ、統合後の保育所建設場所の選定や通所バスの運行内容などについて、建設検討委員会と協議を重ねています。 今後も、建設検討委員会との協議を行うことで、地元や保護者の意見を踏まえながら、保育所再編等推進計画に沿って、保育所の統廃合を進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所再編等推進計画に基づき、平成24年4月に大宮北保育所を開設し運営をスタートしました。 ・ 峰山地域と久美浜地域の統合保育所建設については整備用地の決定や関係予算の計上、また建設検討委員会や現場職員による基本設計の検討など、一定スピード感を持ちながら進めています。 ・ 弥栄地域についても同じく建設検討委員会での整備用地の選定を基に、市として用地の決定を行ったところです。 ・ 保育所の再編などに伴い、平成24年4月から次のとおり保育所児童送迎車両の運行を開始しました。 大宮北保育所 3台 峰山仮設保育所 4台 久美浜仮設保育所 2台 溝谷保育所 2台 	実施済
			2	<p>(2) ファミリーサポートセンター事業 子育てを援助したい「<u>まかせて会員</u>」により多くのより<u>多様な人になってもらう</u>よう努め、本制度の利用が広がる工夫を行うべきである。</p>	<p>現在、制度の周知を図るため、市の広報紙などで制度の紹介を行ったり、会報誌により事業の活動状況などの情報提供を行ったりしています。引き続き、これらの周知を図ることで、「まかせて会員」登録者数が増えるよう取り組んでいきたいと考えています。 また、子育て支援センターの利用者や放課後児童クラブの保護者へ制度の周知を図ることで、登録会員の増加に向けて取り組みたいと考えています。 併せて、相談窓口を現在の子ども未来課から保育所に移管することを検討し、気軽に子育てに関する相談がしやすい環境づくり及び会員の幅を広げるなど、制度利用者の増加に努めてまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月からの乳幼児保育や延長保育、一時預かり事業など保育サービスの拡充に伴い、おねがい会員からの活動依頼に対しては現状のまかせて会員の中で対応ができる状況となっています。 ・ ただし、双方会員の確立から成り立つ大事な制度であることから、広報などで制度の紹介を行うなど、引き続き支援センターや児童クラブ利用者へ当事業の周知を図っていくこととします。 ・ なお、平成25年度から子育て支援センターとの連携強化を図ることにより、人件費(臨時職員分)の削減を行うこととしました。 	一部実施済
			3	<p>(3) 放課後児童健全育成事業 年々、受け入れ人数が増加していることや市の財政が今後厳しくなっていくことを考えると、将来にわたって事業を継続できるのか不安である。 事業の本来の目的から<u>どういった方を対象とすべきなのか、対象者の審査方法をどうすべきなのかなど、本当に必要とする人が将来にわたってしっかり制度を利用できる、また、利用しやすいような制度となるよう</u>検討や改善をすべきである。 そうすることにより、結果として事業費の削減につながり、安定した事業運営につながるのではないか。</p>	<p>本制度の対象者の範囲は、児童福祉法などで定められています。そのため、対象児童の年齢を除くと、現在の対象者の範囲を見直すことは困難と考えます。 また、本制度の利用承認の決定に際しては、書類審査だけでなく、面接による審査も実施しており、その中で家庭状況を聴くなど家庭状況を把握し、適正な審査に努めているところです。 なお、平成22年度から本事業を民間委託するなど事業費の削減に努めており、今後も、引き続き事業費の削減に努めることで、安定した事業運営につなげていきたいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応の方向性のとおり、引き続き各家庭における児童の状況を把握しながら適正な審査に努めています。 ・ 核家族化の進展に伴い、年々利用希望者が増加傾向にある中で、安定した事業運営につなげるため、引き続き効率的な事業実施に努めています。 	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
5	(教育委員会の支務局)	行政評価	<p>(4) 子育て支援センター事業 本事業については、他の事業と比較して、優先順位が高いとは言えないにも関わらず、多くの費用がかかっている。 事業費のほとんどが人件費となっている中で、<u>運営方法のあり方を検討し、費用の縮減が必要</u>である。</p>	<p>核家族化の進行と生活環境の変化により、「育児不安や子育てに関する情報収集の場」や「子ども同士ふれあいの場」を求めて子育て支援センターを利用される方が年々増加しており、本事業の必要性は年々高まりつつあります。 外部評価のご指摘にあるように、本事業においては、人件費が事業費のほとんどを占めていますが、これは、利用者に対する相談や情報提供の応援を行うため、経験や知識をもった職員を各支援センターに配置していることによるものです。 事業を進める上で、これらの職員の配置は今後も必要と考えますが、ファミリーサポートセンター事業など、ほかの子育て支援事業と連携することで事業費の削減を図るなど運営方法の見直しについて検討していきたいと考えています。</p>	<p>左記の対応の方向性のとおり、利用希望者は増加傾向にあり、利用者に対する相談や情報提供の応援を行うためには、経験や知識を持った職員を各支援センターに配置する必要があると考えており、費用の縮減は困難と考えます。</p>	実施困難
			<p>(5) 利用料関係 今後、市の財政が厳しくなり、子育てに関するサービスへの影響が避けられない中で、保育料を含めた利用料の滞納を放置したままでは理解が得られにくいと思われる。公平性の観点からも、<u>より一層の利用料の徴収の強化を図る必要がある。</u></p>	<p>保育料の未納者に対しては、電話連絡や家庭訪問などによる督促を実施しています。また、悪質な滞納者に対しては、預貯金調査や差し押さえなどを実施し、収納の強化に取り組んでいるところです。 ご指摘のとおり、公平性を確保することは非常に重要であることから、今後も、引き続き収納の強化を図ってまいります。</p>	<p>左記の対応の方向性に加え、各利用料の未納者に対しては、子ども手当や児童扶養手当受給日の前後に電話や訪問による勧奨を行うとともに、納付相談などのきめ細やかな対応に心掛け、公平性の確保を図っています。</p>	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
5	(教育委員会の支援事務局)	歳出抑制	(1) ①保育所・②放課後児童健全育成事業の保育料・利用料 本当に保育を必要としている人が経済的に困らないよう配慮しつつ、 <u>保育料や利用料の値上げ</u> を検討してはどうか。	本市の保育料は、府下でも高い水準にあることから、現段階では保育料の値上げについて検討する予定はありません。しかし、国の示す「総合こども園」構想に合わせ、将来的には、保育料の見直しが必要と考えています。	①	・ 保育料の値上げについては実施しておらず、また、値上げ・値下げに関わらず、平成24年度末までの間に保育料の見直しについて検討していません。 ・ しかし、子ども・子育て関連法の本格的施行が平成27年度と想定されているため、その施行に合わせて保育料の見直しを検討していく予定です。	検討中
					②	定額方式や所得割など、各自治体によって利用料の算定方法が異なっている中で、利用形態によっては本市より高額となる自治体もあることなどから、サービス内容などを踏まえながら、引き続き検討します。	検討中
			(2) 放課後児童健全育成事業 ③所得に応じた利用料の負担について検討してはどうか。 また、①対象児童を小学校3年生までに縮小することや、文部科学省の制度である②「放課後子ども教室」事業で可能な限り本事業の代替を行うなど、 <u>事業規模を縮小</u> することについての検討を行ってはどうか。	小学校4年生の受け入れは平成22年度から実施していますが、核家族化の進行などにより、4年生の受入れ人数は年々増加しており、また、利用者数も増加しているなど、本制度の必要性は年々高くなっている状況にあります。また、本市では、「地域子ども教室(放課後子ども教室とほぼ同じ形態。土曜日のみ実施)」を実施しているところですが、週1日の開設でも、運営スタッフの負担感が大きく、平成23年度に教室数が減少しているのが現状です。このことから、「放課後子ども教室」については、スタッフ確保の点で大きな課題があります。 以上のことから、対象児童学年の引き下げや放課後子ども教室による代替などによる事業規模の縮小は困難とされます。	①	左記の対応の方向性のとおり利用者数が増加しており、必要性が年々高くなっている現状からは、3年生までに縮小することは困難です。	実施困難
					②	左記の対応の方向性のとおりスタッフ確保の点で大きな課題があるため、放課後子ども教室での代替による事業規模の縮小は困難です。	実施困難
					③	他の自治体の利用形態、受入体制など研究しながら、引き続き検討を進めます。	検討中
			(3) 子育て支援センター事業 他の事業と比較して優先順位が高いとは言えないことから、 <u>事業規模の縮小</u> を検討してはどうか。	核家族化の進行や少子化による近所の同世代の減少、地域社会のつながりの希薄さなどにより、子育てについて不安があって、相談したくても相談する相手がいない家庭が増加しています。 そのような社会環境の変化の中、育児の悩みから児童虐待などの事例が本市でも増加しており、支援センターの果たす役割はますます大きくなってきています。 そのため、本事業の規模を縮小することは望ましくないと考えていますが、ファミリーサポートセンター事業など、ほかの子育て支援事業と連携することで事業費の削減を図るなど運営方法の見直しについて検討していきたいと考えています。	①	・ 左記の対応の方向性のとおり、事業規模の縮小は困難です。 ・ 引き続き、子育てに悩む家庭の相談の場、親子の交流の場として、親子が気軽に利用できる大切な事業と捉え運営を行っていきます。 ・ なお、平成25年度から子育て支援センターとファミリーサポートセンター事業との連携強化を図ることにより、ファミリーサポートセンター事業の人件費(臨時職員分)の削減を行うこととしました。	代替手法で検討済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
6	(市民部・秘書広報広聴課) 協働と共創のまちづくりの推進	行政評価	1 (1) 郵便局サービス事業 証明書1通を発行するのに多くの費用がかかっていること、利用率の低い郵便局があることからサービス提供郵便局の見直しも含め一層の経費節減が図れるよう検討する必要がある。	郵便局サービス事業の経費の中でファックスのリース料が経費の多くを占めていましたが、リース期間満了時(平成23年4月)に、ファックス機器の更新を行わず、再リースとしたことにより、平成23年度の事業費がこれまでの1/3となりました。このことにより、証明書1通当たりのコストが4,100円(平成22年度決算額ベース)から1,400円(平成23年度当初予算額ベース)となり、費用対効果面が改善されています。 本事業は、市役所から遠距離の地域の市民の利便性を確保するという目的から、単に費用対効果や利用率だけで必要性を判断しづらい一面もありますが、代替措置があるかどうかも含めて、見直しについて検討を行っていきたいと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度決算ベースでは証明書1通当たりのコストが1,300円となり費用対効果面は改善されており平成24年度も同様の状況です。 また、利用率の向上を図るため、広報きょうたんごお知らせ版(平成24年7月10日発行号)への掲載とFMたんごでの放送(平成24年7月23日～7月28日)にて本サービスの周知を行いました。 本市では、コンビニでの証明書交付について、費用対効果を検証しつつ検討しているところで、コンビニでの証明書交付を開始した場合、地域によっては証明書発行サービス提供の終了が可能な郵便局(丹後木津郵便局など)も考えられます。一方で、コンビニ店がない地域の郵便局ではサービス提供を継続する必要があると考えます。 現在、市内には交付事業に参入しているコンビニ店がなく、導入時期は未定の状況です。今後も事業参入の動向を注視し、コンビニでの証明書交付を検討する中で、郵便局サービス事業の見直しについても検討したいと考えています。 	検討中
			2 (2) 市民力活性化推進プロジェクト事業補助金 京都府の府民力推進制度と重複する部分があることから、府の制度についても市民からの相談に乗るなど京都府の制度を市民が利用しやすいような環境を確保した上で、京都府の制度との棲み分けを行い、事業費の抑制に努めつつ、市民協働を推進すべきである。	外部評価のご指摘を踏まえ、今後は、本事業の事前相談の機会などを利用して、これまで以上に府の制度の積極的な活用についての広報や案内に努めることで、市民協働の推進を図りつつ、予算規模を縮小する方向で、事業規模の抑制を図りたいと考えています。	補助率と府制度との併用について見直しを行い、利用しやすい制度とするため要綱の一部改正を行うこととしています。この制度改正により、事業採択件数の増加と府補助金との併用による市補助金額の全体抑制を行います。	検討済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
6	(市民部・秘書広報広聴課) 協働と共創のまちづくりの推進	行政評価	<p>(3) 京丹後コミュニティ放送 市の税金を使って市政情報の放送を委託していること、コミュニティ放送が災害時などの非常時の情報源として有効であるという観点からは、市内全域で聴けることが望ましいことから、<u>インターネットラジオにより携帯電話で聴けるようするなど、できるだけ費用をかせずに市内全域で聴ける方法について検討するよう市側からも助言等を行うべき</u>である。</p>	<p>京丹後コミュニティ放送(FMたんご)は、久美浜町及び丹後町の一部に放送波が届かず、これらの一部の地域ではコミュニティ放送を聴くことはできません。 市内全域をカバーするためには、2基のアンテナ(子局)の増設が必要となりますが、アンテナ設置には多額の費用(1基当たり約1千万円、合計約2千万円)が必要となること、また、インターネットラジオ放送を実施する場合でも、毎年著作権料(約30万円/年)やランニングコスト(約5千円/月)が必要になることから、コミュニティ放送を運営しているNPO法人の経営状況からは、実現は困難と思われれます。 前述のとおり、コミュニティ放送を市内全域で聴けるようにすることはNPO法人の経営努力はもとより、市の補助など市民の要望や理解が必要不可欠ですが、現状で、できることから実行に移すため、当該NPO法人と交渉を行い、平成24年2月から現行の委託料の範囲内で、委託内容の充実を図るなど、FMたんごへの放送委託料の費用対効果を高めるなど改善を図っています。 加えて、リスナーを増やすことで災害時の情報源としての有効性をさらに高めようと、市の広報紙(広報きょうたんご)の平成24年1月号からFMたんごのパーソナリティーを登場させるコーナーを紙面に設け、FMたんごのPRIに取り組んでいるところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応の方向性のとおり、市内全域をカバーするためのアンテナの増設やインターネットラジオ放送の実現は困難です。 ・ しかし、放送波の届かない久美浜町と丹後町の一部でも、市のケーブルテレビに加入していただいている家庭では、テレビ配線をラジオアンテナに巻きつけることでFMたんごを聴くことができます。そこで、放送波の届かない一部の地域でもコミュニティ放送を聴くことができる方法として、「広報きょうたんご(平成25年4月号)」のFMたんごパーソナリティーコラム欄を通じて、改めてこのことの周知を行うこととしています。 	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
6	協働と共創のまちづくりの推進 (市民部・秘書広報広聴課)	歳出抑制	(1) 郵便局サービス事業 ①証明書類の発行サービスを可能な限り郵便局に委ね、証明書類の発行サービスに係る市民局機能を縮小してはどうか。 また、市民局の縮小に伴い発生する②空きスペースについては、他の目的に転用し、有効活用を図ってはどうか。	「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、郵便局では、交付請求者が主に本人に限定されているため、現在の市民局窓口で可能な委任状による交付請求ができません。また、発行できる証明書の種類も限定されています。 従って、郵便局では、証明書類の発行サービスを補完することはできても、代替することができないため、証明書類の発行サービスに係る市民局機能を縮小した場合、市民サービスが大きく低下することになります。 そのため、外部評価で提案いただいている内容の実現は困難と考えます。	①	・ 左記のとおり、事業の見直しは困難です。 ・ 今後は、コンビニ店での証明書交付について費用対効果を検証しつつ検討していく中で、峰山市民局で行っている木曜延長窓口を見直していきたいと考えています。	実施困難
				なお、現在、市民局に発生している空きスペースについては、平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会から答申された「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について(市民局のにぎわいの再生について)」に基づき、各種団体への貸し出しによる有効活用を図っているところです。	②	次のとおり各種団体へ使用を許可し、有効活用を図っています。 ・ 大宮庁舎(京都地方税機構) ・ 弥栄庁舎(シルバー人材センター、社会福祉協議会、京丹後市総合サービス) ・ 網野庁舎(社会福祉協議会網野支所) ・ 丹後庁舎(京丹後市保護司会) ・ 久美浜庁舎(社会福祉協議会久美浜支所)	実施済
			(2) 市民協働のまちづくり事業補助金 京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金と重複する部分もあることから、市の対象事業の中で、 <u>府の制度の活用が可能な事業については、京都府の制度を利用するよう勧め、できるだけ事業費の抑制に努めてはどうか。</u>	京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金は、本補助金と趣旨等が重複する部分がありますので、今後は、事業内容、申請及び事業の実施時期、事業実施に必要な経費等の各種条件を勘案し、府市の補助制度のいずれにも対象になる可能性がある事業については、京都府の制度の利用を促すよう努めることとします。 なお、平成22年10月に京丹後市まちづくり委員会から答申された「市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について(市民局のにぎわいの再生について)」において、本補助金の拡充を求められていることから、本事業費の抑制を図ることは難しいと考えますが、京都府制度の利用の促進と合わせ、より多くの地区などからの要望に応え、地域のコミュニティ活動の活性化の向上に努めていきたいと考えています。		・ 京丹後市まちづくり委員会の答申に基づき、平成23年度から事業費の下限要件を10万円から3万円に拡大し、さらに本補助金のメニューの一つの村おこし・地域づくり事業について、小規模地区(29戸以下)の補助率の引き上げを行い、地域などにとって利用しやすい制度として支援を行ってきました。 ・ 一方で、平成18年度から一定の支援を続けてきたこともあり、申請件数も減りつつある中で、平成25年度から本補助金予算の総額の抑制を行うことで、事業費の抑制に努めていく予定です。	検討済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
7	患者 本位の 医療 体制の 充実 (医療部)	行政 評価	1	(1) 医療確保奨学金貸与事業 京丹後市内の医療機関で勤務してもらえるかどうか が不確実な医学生に、ただ単に奨学金を貸与して約 束をするだけではなく、 <u>京丹後市内の医療の現場を見 てもらうなど、より確実に京丹後市内の医療機関で勤 務してもらえるような工夫が必要</u> である。	奨学金貸与者に市内の医療の現場を見てもらうことについては、 以前にも検討を行いました。奨学金貸与者は学業に専念している こと、また遠方の大学在籍者が多いこともあり、貸与に当たっての面 接日の日程調整もままならないという現状から、実現は困難である と思われま。す。 そのような中で、市では、市立病院の魅力を伝える情報紙を送付 するなど情報提供を行うことで、市内の医療機関で勤務してもらえ るよう努めているところです。 また、外部評価の指摘を踏まえて、平成23年10月に奨学金貸与者 を訪問しての情報交換を行いました。 奨学金貸与者に確実に京丹後市内の医療機関で勤務してもらうこ とは、非常に重要なことですので、効果的な方法について今後も研 究を続けてまいります。	左記の対応の方向性のとおり、貸与者の現 場見学の実施は困難ですが、市内の医療機 関で勤務してもらえる工夫として、市立病院 の現状や魅力を伝える情報紙の送付に加 え、平成23年度からは奨学金貸与者を訪問 しての情報交換も行っています。 ○ 情報紙の送付…年4回(毎年) ○ 貸与者を訪問しての情報交換 平成23年度1人(11月) 平成24年度1人(2月)	実施済
			2	(2) 医療確保奨学金貸与事業 京丹後市内の医療機関に定着してもらえる医師を確 保するため、できるだけ市内出身者に奨学金を貸与で きるようすべきである。そのためには、 <u>高校生に対して 広報を行うなどの情報提供を積極的に進め、早い段 階から地域医療に携わるといった志を持った人材を確保 することが必要</u> である。	市内の高等学校において志望者を対象に医療確保奨学金制度に ついての説明会を開催するなど、情報提供を行っています。看護師 も含めて早い段階から市内の医療機関で働いてもらえるよう、人材 確保に向けて取り組んでおり、引き続き人材確保に努めてまいりま す。	・ 人材確保に向け、市内の高等学校におい て志望者を対象に医療確保奨学金制度につ いての説明会を行ったり、学校への医療の 出張講座時に医療確保奨学金制度につ いての情報提供を行ったりしています。 ・ 加えて、中学生・高校生の病院での職場 体験や小学生の病院での体験学習なども実 施しています。 ○ 学校への出張講座時の情報提供 平成23年度 12回 898人 平成24年度 10回 537人 ○ 中学生・高校生の職場体験 平成23年度 6回 72人 平成24年度 10回 88人 ○ 小学生の体験学習 平成23年度 1回 10人 平成24年度 1回 15人	実施済
		歳出 抑制	1	(1) 医療確保奨学金貸与事業 奨学金の額については、近隣市町における金額より も多いことから、上記の「施策の見直しについて」で指 摘している内容により事業の実効性を高めつつ、 <u>近隣 市町の水準まで奨学金額を減額</u> することを検討しては どうか。	本市は、地理的な面からも特に医師確保に苦慮する中、同額であ れば他の恵まれた環境の地域の奨学金に応募されることが懸念さ れます。また、これまでの貸与実績の中で、他市よりも金額が多い という理由で本市の奨学金に応募された方もあります。府内の他市町 と同額であると、借り手側の魅力がなくなり、本市にとって重要課題 である医師確保への影響が懸念されます。 そのため、奨学金の額については、現行の額で継続していきたいと 考えています。	特記事項なし。	実施困難
			2	(2) 休日応急診療事業 休日応急診療については、 <u>委託先に市の厳しい財 政状況を理解してもらい、委託料を減額してもらえるよ うに交渉</u> してはどうか。	休日応急診療所の開設に当たっては、医師、看護師などの医療従 事者の配置が必要となりますが、現行の委託料額では、人件費も賅 えていないのが現状で、委託先からは休日応急診療を止めたいとい う申し出もあります。 市としては、なんとか引き続き本業務を受託してもらえるようお願い をしている状況の中で、委託料額の減額の交渉は難しく、今後も現 行の額で受託をお願いしていきたいと考えています。	特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
8	安心して暮らせる高齢者福祉の充実 (健康長寿福祉部)	行政評価	1	<p>網野高齢者すこやかセンター施設管理事業について、特定の地域の利用者が多いという状況であることや施設利用者の多くが入浴による利用であるという状況から、施策方針の生きがい活動・社会活動の推進につながっているとは考えにくい。</p> <p>特定の地域の方による温泉施設としての利用が多いという現状から、本事業については、当面の課題として、①他の市内の温泉施設と同水準になるよう利用料の値上げを検討し、利用料収入の増加と②経費節減に努める必要がある。</p>	<p>本施設は、温泉施設ではなく、温泉を活用した高齢者の生きがい交流施設として位置付けられており、家に閉じこもりがちな高齢者の外出意欲を引き出し、社会参加の機会や意欲の促進を図るものです。</p> <p>本施設は温泉施設という位置付けではないことから、一般の温泉施設と同水準までの利用料の値上げは望ましくない考えていますが、運営方法の見直しなどにより、効率的な施設運営に努めるとともに、適切な水準への利用料の値上げを検討するなどによりコスト低減を図っていききたいと考えています。</p>	<p>① 利用料を他の施設と同水準まで引き上げると利用者の減少を招き、かえって利用料収入の減となると考えられることから、利用料の値上げは望ましくないと考えています。</p>	実施困難
			2	<p>シルバー人材センター運営助成事業について、シルバー人材センターの経営自立の目処がない中で、毎年多額の助成を行っており、他の事業と比較して費用のわりに受益者が少なく、また事業の効果が生きがい活動・社会活動の推進ということであれば、費用対効果について疑問である。</p> <p><u>シルバー人材センターの運営費となる事務費の値上げや身軽なシルバー人材センターを目指した管理部門のスリム化についてシルバー人材センターと交渉を行い、市の補助金額の削減に努める必要がある。</u></p>	<p>シルバー人材センターに対する国や府からの補助金が急激に減額される中、市では、当面の間シルバー人材センターの運営を支援していく必要があると考え、市の補助金額を据え置く対応をしてきたところですが、</p> <p>今後は、シルバー人材センターに対して、事務費の値上げや管理部門のスリム化などの経営効率の改善を促すことで、補助金の削減を模索していききたいと考えています。</p>	<p>② 公共施設の見直し方針(平成24年9月策定)に基づく市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、施設そのものの在り方の検討を行っています。現在の検討の状況としては、現状一部地域の高齢者による利用が主となっており、また、入浴施設は民間にも同様の施設があることから民間などへの移譲を前提に協議を進めていききたいと考えています。</p> <p>・ 当面は、利用者の減少を招かないような利用時間の短縮などの方法により、コスト削減を図ることとしています。</p>	検討中
		1	<p>(1) 網野高齢者すこやかセンター施設管理事業 施策目的から見て必要性が低いこと、また、市内に温泉施設が多くある中で、低所得の高齢者の温泉利用を対象に補助金を交付したほうが効率的であり、費用対効果に疑問があることから<u>廃止も含めた運営方法の見直し</u>の検討を行ってはどうか。</p>	<p>本施設は、在宅の高齢者に対し、地域資源である温泉を有効に活用して、生きがい、健康の保持及びレクリエーションの場を提供し、高齢者福祉の推進を図ることを目的に整備された施設です。</p> <p>家に閉じこもりがちな高齢者の外出意欲を引き出し、社会参加の機会や意欲を促進するための手段として、一般温泉施設の入浴補助では効果は薄いものと考えられ、本施設のような高齢者の集う施設が必要であると思われます。</p> <p>このことから、施設の廃止は困難とは思われますが、運営方法の見直しなどにより効率的な施設運営に努めるとともに、利用料の値上げを検討するなどによりコスト低減を図っていききたいと考えています。</p>	<p>・ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で平成24年度から見直しの検討を行っています。</p> <p>・ 現在の検討の状況としては、現状一部地域の高齢者による利用が主となっており、また、入浴施設は民間にも同様の施設があることから民間などへの移譲を前提に協議を進めていききたいと考えています。</p>	検討中	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
8	安心して暮らせる高齢者福祉の充実 (健康長寿福祉部)	歳出抑制	<p>(2) 指定管理施設運営事業 指定管理施設運営事業の中の①網野社会参加交流ハウス、②丹後老人福祉センター松風苑及び③弥栄生きがい交流センターの3施設については、公民館や他の温泉施設と内容が重複する部分がある。 これらの3施設については、必要性が分かりにくいことから、<u>廃止も含めた運営方法の見直し</u>の検討を行うてはどうか。</p>	<p>3施設とも、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、地域の高齢者福祉の拠点施設として地域ニーズに配慮しながら旧町において整備された施設です。 それぞれの施設では、地域ニーズを反映したそれぞれの特色を持った利活用がされており、また、利用頻度も非常に高いことから、公民館や他の温泉施設での代替は困難と思われるが、慎重に議論を重ね今後の運営のあり方について検討していきたいと考えています。</p>	①	市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で平成24年度に見直しの検討を行いました。が、本施設は社会福祉で活用することを条件に寄附採納を受けた施設であるため、市の施設として指定管理者制度による管理を継続していきたいと考えています。	実施困難
					②	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で平成24年度から見直しの検討を行っています。 次の理由から、現在の状況としては、民間事業者による施設の有効活用が図られるよう移譲する方向で検討しています。 ○ 高齢者大学以外での利用がほとんどないこと ○ 高齢者大学は、他の施設でも実施可能であること ○ 入浴施設として、民間にも同様の施設があること 	検討中
					③	市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で平成24年度に見直しの検討を行いました。が、野間地区の高齢者の生きがい活動、健康づくり活動に資する施設として地区に必要な施設であり、また、地区の特性上、民間で施設を維持しながら現在行っている事業を行うことは厳しく、廃止等はできないため、市の施設として指定管理者制度による管理を継続していきたいと考えています。	実施困難
		3	<p>(3) 敬老祝い事業 市内の平均寿命が延びていることや限られた予算の中で効率的な予算の使用が必要であるという観点から、①対象年齢の見直しや②祝い品の見直しを行ってはどうか。 また、③敬老会補助金の単価についても見直しを行ってはどうか。</p>	<p>長寿を祝い、永年の御労苦に感謝の意を捧げる意味で、大変重要な事業だと考えていますが、平均寿命の延伸や高齢者人口の増加の中で、限られた予算の効率的な運用の観点から、慎重に議論を重ね、見直しについて検討していきたいと考えています。</p>	①	検討の結果、平成25年度から祝い品の対象年齢については見直しを行う予定です。	検討済
					②	検討の結果、平成25年度から敬老祝い品の単価の見直しを行う予定です。	検討済
					③	平成25年度中に検討し、平成26年度予算に反映する予定をしています。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的実施状況	区分	
9	歴史（教育遺産委員会の保全務と活用）	行政評価	1	<p>市民が京丹後市の歴史や文化に親しみ、地域に誇りを持ち、郷土愛を育むことができる環境づくりを進めることは非常に重要である。文化財の観光への活用は非常に重要である。文化財の観光への活用の目処が立たない中では、<u>当面は市内の小中学生の授業で歴史資料館の積極的な利用に努めるなど、学習面での歴史資料館の有効活用を図るべきである。</u></p>	<p>外部評価のご指摘にあるように、市民、特に小学生及び中学生が京丹後市の歴史や文化を学び、郷土愛を育むことは非常に重要だと考えています。</p> <p>歴史資料館は、現在も市内の小中学生の授業で活用されていますが、ご指摘を踏まえ、歴史資料館がさらに授業で活用してもらえるようなメニューの創設などの検討を行いたいと考えています。</p> <p>また、市では平成23年度に、市の歴史の内容を掲載した副読本や市指定文化財の説明資料を作成し、平成24年度から中学生の社会科の授業で使用する予定です。今後もこれらの市の歴史や文化財に関する教材の充実及び小中学校への市の歴史や文化財について普及啓発を図ることで、歴史資料館が授業などで、より活用されるよう検討を行いたいと考えています。</p>	資料点数6000点を超える民俗資料を有する網野郷土資料館では、小学生の歴史学習などの社会科の授業の中で、1時間30分のコース(昔の道具の説明など館内の展示品の説明だけでなく、児童に道具を触らせたり、資料館内を体験させたりする体験学習を取り入れた内容)を設定し、学習面での有効活用を図ってきたところです(平成24年度実績[2月末現在]:24小学校で実施)。	実施済
			2	<p>歴史資料館について、観光分野への有効な活用方法が見つからない中では、施策方針にある歴史資料館のネットワーク化が図れたとしても、効果について疑問である。</p> <p>古代の里資料館について、観光への活用の目処が立たない中では、現行の週6日の開館日について見直しの余地がある。<u>入館者数の調査などを行った上で、開館日の縮小</u>を行い、人件費と施設維持管理費についての削減に努め、施設の効率的な運営を図るべきである。</p>	<p>丹後古代の里資料館は古代丹後王国の中心的な場所に位置していることから、施設周辺には、巨大古墳の神明山古墳や日本海を望む高台の大成古墳群などの文化財が存在し、ロマンあふれる古代の丹後を満喫することができます。</p> <p>併せて、本資料館の周辺には、道の駅や旅館、民宿などの観光関連施設があり、観光との連携を進める上での立地条件にも恵まれています。</p> <p>これらのことから、市としては、開館日を縮小させるのではなく、資料館における展示内容、展示企画の充実を図ることで資料館の魅力高めるとともに、観光関連施設と連携できるような体験メニューの創設などを検討することで、観光面での有効な活用を図っていきたくと考えています。</p> <p>なお、現在、歴史資料館を紹介するポスターを作製中で、ポスターを市内の観光施設に掲示することで、歴史資料館と観光面での連携の第一歩につながるものと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入館者数については、これまでから集計を行っており、集計結果の分析も行っているところです。 平成24年度は23年度に比べて、入館者が減少しました。琴引浜鳴き砂文化館でも入館者が減少していることから、本市を訪れる観光客数の減少の影響によるものと考えます。 左記の対応の方向性のとおり、開館日を縮小させるのではなく、資料館の魅力を高め、観光面での有効活用を図っていきたく考え、次のことを実施しました。 <p>【展示内容・企画の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丹後建国1300年の節目を迎える平成25年に合わせ、丹後古代の里資料館の展示のリニューアルを行い、平成24年9月1日にリニューアルオープンしました(展示内容は、『丹後王国の世界』で、弥生時代から古墳時代にかけて、丹後が最も隆盛を誇った時代の展示に変更)。 <p>【観光面での連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に網野郷土資料館と丹後古代の里資料館を紹介するポスターを作成して配布しました。 丹後建国1300年の年に合わせて、丹後古代の里資料館、周辺の竹野神社、神明山古墳、大成古墳群などの観光コースの設定を計画し、ガイドとして町づくりサポートセンターと協力して歴史散策コースをPRしていくとともに、1300年記念事業冊子等で取り組む計画です。 	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
9	歴史文化遺産の保全と活用	歳出抑制	<p>(1) ①郷土資料館管理運営事業及び②古代の里資料館管理運営事業</p> <p>広範囲に分散する既存の歴史資料館をネットワーク化しても集客力や学習への活用には限界があると感じられる。</p> <p>将来的に市の遊休施設の有効活用として、<u>市民や観光客が利用しやすい場所に設置されている施設に文化財を集約し、入館者が増える工夫</u>を検討してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網野郷土資料館は、古い小学校の木造校舎が基となっており、建物そのものが資料的な価値を有していること ・ 丹後古代の里資料館は、比較的最近の平成3年度から平成6年度に約6億5千万円をかけて建設されており、施設周辺には、多くの歴史的価値を持つ遺跡などがあること ・ 資料館以外の既存の施設に文化財を集約するためには、資料の保管環境、防犯設備などが必要となり、多額の改修経費などが必要となること <p>以上の理由から、市の遊休施設に文化財を集約することは非常に困難で、市では、現在の資料館において、入館者が増える工夫を検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、当市の所蔵する資料として、日本を代表する画家の多数の絵画を有しておりますが、公開場所がないことから、十分な活用ができておりません。これらの貴重な作品、その他の資料などについての将来的な公開場所として、公共建物や遊休施設を活用することについては検討する必要があると考えています。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 ・ 現在の状況としては、学校再配置等により使われなくなった施設を活用し、網野郷土資料館とほかの資料保管施設を統合し、民俗資料などの集中管理を図っていく方向で検討を進めています。 ・ 入館者を増やす工夫として、常設展示に加え、網野郷土資料館の企画展・特別展として「子どもの節句展」、「大資料展」、「衣服の虫干し展示」、「網野郷土資料館まつり」などを平成24年度に開催しました。 	検討中
			<p>(2) 市史編さん事業</p> <p>他の事業と比較して緊急性は低いと考えられることから、<u>全14冊の発刊予定冊数を減らしてはどうか。</u></p>	<p>市史編さん事業は、市史編さん委員を依頼した時点から発刊年度と内容について決定し、その計画に従って調査や編さん作業が進められています。</p> <p>10年間の事業期間(平成17年度から平成26年度まで)のうち、今年で7年が経過し、既に資料編の刊行に向けた調整が行われていることから、発刊予定冊数の減少は、市史編さん委員との信頼関係上、困難と考えます。</p> <p>また、発刊冊数の縮減は、既に費用をかけて調査を実施したものが無駄になってしまうため、適当でないと考えます。</p> <p>なお、本事業により作成される刊行物が販売されることにより、販売収入が得られ、印刷経費の一部(これまでの実績では約5割)が補てんされることとなります。</p> <p>本事業については、外部評価の提案内容の代わりに、調査方法の見直しを行うことで経費の削減を図っていきたくと考えています。</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市全体の公共施設の見直しの枠組みの中で、見直しの検討を行っています。 ・ 現在の状況としては、指定管理者制度への移行の方向で検討を進めています。 ・ 入館者を増やす工夫として、平成24年度に丹後古代の里資料館の展示資料のリニューアルを行いました。 ・ また、平成24年度中に丹後古代の里資料館の展示ケースを改修することで、重要文化財が保存展示できる施設となる予定です。このことにより、これまで府丹後郷土資料館に預けていた国の重要文化財である銅鏡や太刀の考古資料などが本資料館で保存・公開できるようになります。 	検討中
			<p>(2) 市史編さん事業</p> <p>他の事業と比較して緊急性は低いと考えられることから、<u>全14冊の発刊予定冊数を減らしてはどうか。</u></p>	<p>市史編さん事業は、市史編さん委員を依頼した時点から発刊年度と内容について決定し、その計画に従って調査や編さん作業が進められています。</p> <p>10年間の事業期間(平成17年度から平成26年度まで)のうち、今年で7年が経過し、既に資料編の刊行に向けた調整が行われていることから、発刊予定冊数の減少は、市史編さん委員との信頼関係上、困難と考えます。</p> <p>また、発刊冊数の縮減は、既に費用をかけて調査を実施したものが無駄になってしまうため、適当でないと考えます。</p> <p>なお、本事業により作成される刊行物が販売されることにより、販売収入が得られ、印刷経費の一部(これまでの実績では約5割)が補てんされることとなります。</p> <p>本事業については、外部評価の提案内容の代わりに、調査方法の見直しを行うことで経費の削減を図っていきたくと考えています。</p>	<p>左記の対応の方向性のとおり、平成24年度から調査経費の見直しを行い、経費の削減を図っているところです。</p>	代替手法で実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
10	農林業（農林水産環境部） 振興（農業の振興）	行政評価	<p>(1) 国・府事業について 国や府の制度を活用した事業について、国や府の都合により事業が廃止され、結果、市の負担だけで事業を実施していかなければならないというケースも想定される。国や府の制度を活用した事業については、<u>市にとっての必要性と効果について十分な検証を行い、市にとって不要であったり、効果が低いと判断される事業については、国や府の制度を活用した事業であっても廃止することが必要</u>である。</p>	<p>市では、市の財政負担を軽減して効果的に農業振興を図るため、国や府の制度を積極的に活用しているところ。国や府の事業が廃止された場合の事業の継続については、農業振興を図るために市単独事業でも継続する必要があるかを、今後も引き続き検証して判断していきます。</p>	<p>国や府の制度を活用した事業の実施に当たっては、「農業振興への必要性・効果」と「市財政負担の軽減」について検討した上で、国や府の制度を積極的に活用しているところ。また、事業の実施段階においても、その必要性と効果の検証を行っているところ。上記の検証などの結果、必要と判断した上で国や府の制度を活用した事業を継続しており、現状では国や府の制度を活用中の事業で廃止を行った事業はありません。なお、国や府の事業が廃止された（終了した）場合は、事業の効果や市の財政負担を検討しての事業の継続について判断しています。その結果、京都府の制度を活用した「ふるさと共援活動支援事業」については、府の制度の廃止に伴い、平成25年度から事業を廃止する予定です。</p>	一部実施済
			<p>(2) 猪・鹿肉処理施設運営管理事業 有害鳥獣捕獲事業において多くの有害鳥獣が捕獲されているにもかかわらず、猪・鹿肉処理施設で処理されている頭数はわずかで、特に収益性の高い猪については施設への持ち込み頭数が少ない。猪・鹿肉に対するニーズは高いと思われるので、捕獲された有害鳥獣については、地域資源として捉え、特産物としてより多く販売できるように、<u>収益性の高い猪を中心にしてできるだけたくさん施設に持ち込んでもらえる工夫を行うことなどでより一層の歳入の確保に努め、施設の運営効率を上げるべき</u>である。</p>	<p>比治の里へ入ってくる猪が少ない原因については、受け入れ基準30kg以上の個体数が少ないこと、特に今年度は、昨年度の大雪で狩猟期に猪が大量に捕獲されて個体数が減少し、有害捕獲期間には山の実が豊作で里に下りてくる猪が少なく捕獲頭数が少なかったことによるものです。受入頭数を増加させるため、猟友会会員が出勤前に搬入できるように開業時間を30分早めて7時30分からとしたり、捕獲獣を取りに行く（特に猪については市内全域を対象）ことを今年度より実施しています。また、施設運営主体において積極的に引き取りに行く努力を今後も継続して実施するとともに、猟友会駆除班員に対して、1頭でも多く持ち込んでもらうため、いろいろな機会を持ち込みの依頼を行っていきます。併せて、猪・鹿肉の販売価格について、これまでの販売実績などを勘案して、運営改善に向けた単価の変更を検討していきます。</p>	<p>左記の対応の方向性のとおり、猪の受入頭数を増加させるための工夫を行っているところですが、捕獲頭数自体が少なくなっていることや捕獲頭数の8割以上が受入れ基準以下（30kg未満）の子供の猪であることにより、受入れ頭数は、減少しています（受入頭数実績：平成22年度95頭、平成23年度87頭、平成24年度約60頭〔見込〕）。一方で、鹿の受入頭数は、増加しています（受入頭数実績：平成22年度248頭、平成23年度348頭、平成24年度約390頭〔見込〕）。鹿肉の販売による収益を伸ばすため、次のとおり、家庭や飲食店などでの鹿肉の消費を増やす取組を行っています。 ○ 鹿肉を使ったメニューを開発するため、京都府と連携して、丹後の鹿肉を使用したメニューを募集しています（平成25年3月に募集締切）。 ○ あじわいの郷や地域の朝市などに出向き、鹿肉を用いたコロッケやメンチカツなどのPRを行っています。 ○ 市内の小中学校の給食での鹿肉の活用を検討するため、平成24年度に保護者などを対象としたアンケート調査を実施しました。 ・ 猪・鹿肉の販売価格については、販売単価の変更を検討中です。</p>	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
10	農林業 (農林水産環境部 の振興)	行政評価	<p>(3) 都市農村交流の推進 施策方針「都市農村交流の推進」を構成する事業について、観光的要素が強く含まれていることから、事業を進めていく上において、観光部署との連携が重要である。観光部署とうまく連携することで、効果的な都市農村交流の推進が図れると思われることから、<u>観光部署とより一層の連携を行い、一体となって、京丹後市の魅力を発信すべき</u>である。</p>	<p>観光部署との連携は、平成21年度から連携調整会議(農政課、観光振興課、観光協会、商工会)を年2回程度開催し、情報共有や事業内容の調整、連携事業の検討などを行っています。 また、体験プログラム総合ガイドの作成や農家民泊セミナーの開催、京都市内でのキャンペーン開催などを連携して実施し、さらに京丹後宿おかみさんの会ともキャンペーン開催や北近畿タンゴ鉄道の宮津・久美浜間のアテンド列車で、乗客に特産品のさつまいもや有機米でつくったおにぎりを試食いただき、農産物のPRを実施したところです。 今後も農業者との意見交換会などにより、様々な連携を進め、今後さらに連携した取り組みを増やしていきます。</p>	<p>・ 次のとおり、観光部署や観光団体と連携した取組を進めました。 ○ 連絡調整会議を平成23年度は2回、平成24年度は1回開催するなど引き続き、観光部署と情報共有、事業内容の調整及び連携事業の検討や課題の調整を行っています。 ○ 北近畿タンゴ鉄道のアテンド列車(宮津駅～久美浜駅間、京丹後宿のおかみさんの会実施)内で、市が推進している特別栽培米(特Aに評価された平成24年度産米)で作ったおにぎりを試食いただき、安心安全でおいしいお米のPRを実施(平成25年3月)。 ○ 都市農村交流をより進め、交流人口の増加を図るため、都市部住民に田舎のありのままの生活体験などを提供する農林漁家民宿開業の推進を目的に、産業雇用総合振興課と連携し、着地型観光セミナーの一つとして「農林漁家民泊推進セミナー」を実施(平成24年8月～10月、計4回)。なお、セミナー受講者が農家民宿開業を予定しています。 ・ 今後も農業者を中心にした様々な連携や取組を進めます。</p>	実施済
			<p>(4) 農産物の販売に対する支援について 農業者への補助金交付事業が非常に多いように感じられる中、また、市内の農業者は高品質の農作物を作ることには長けているが、販売面において弱い部分があると聞く中で、長期的な視点で見れば、販路を確保したほうが農業者の自立につながり、結果、市の補助金交付額の減少にもつながるものと思われる。農業者の販売能力を補完するため、<u>市の農産物がメディアに取り上げられるよう関係機関と連携して積極的にPRを行うなど、より一層、販路の開拓や拡大について注力すべき</u>である。</p>	<p>農家の新たな販路開拓のため、農家などと都市部の飲食店・流通業者とのマッチング会の開催や新たに丹後の農家と取引要望のある企業などの情報提供、情報提供のためのメールマガジン発行、販路開拓などの取り組みへの支援などを引き続き行っていきます。 また、日本穀物検定協会が発表した平成23年産米の食味ランキングにおいて「特A」に復活した(平成19年産から5年間で4回目)本市の基幹作物である丹後産コシヒカリについて、幟旗により市内外の公共施設や米販売店などへ掲出したり、府の農林水産フェスティバルや旅行会社やマスコミなどを対象としたPRフェアなど、関係機関と連携して様々な形でPRを行っていきます。 さらに、平成22年12月から農家や流通業者、JAなどで組織する農産物流通戦略会議において検討を行って取りまとめた「農産物流通戦略」を基本に、丹後の農産物の地産地消や地産都消などの推進を図っていきます。併せて、現在、流通販売に対する新たな支援制度を検討しているところです。</p>	<p>・ 農家の新たな販路開拓のため、農家などと都市部の飲食店・流通業者とのマッチング会の開催や新たに丹後の農家と取引要望のある企業などの情報提供、情報提供のためのメールマガジン発行などの取組を平成23年度に引き続き実施しています。また、平成24年度から農産物流通対策補助金制度を制定し、新たな地産地消、地産都消の販路開拓の取組支援を行っています。 ・ 農産物流通戦略会議を継続し、販路の開拓や拡大について検討を続けているところです。また、商工部局と連携し、ふるさと産品販売促進事業として首都圏への農産物などの販売の検証事業を行っています。</p>	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
10	農林業（農林水産環境部）の振興	歳出抑制	<p>(1) 新規就農者支援について 本施策において、農業の担い手を確保することは非常に重要であることは理解できるが、就農研修資金償還金助成事業は、多くの費用がかかっているにも関わらず、新規就農者の実績が少なく、費用対効果がやや低い。 新規就農者への支援については、<u>農業法人などで働きながら農業の基礎を覚え、就農してもらえれば、市としては費用をかけずに新規就農者の育成を図ることができると思われることから、そういった手法で新規就農者の確保や育成を行うことで事業費の抑制を図り、就農研修資金償還金助成事業を縮小してはどうか。</u></p>	<p>農業法人への雇用や農業研修については、農業雇用創出事業(国補助率100%)や京都府農業会議の農の雇用事業などを活用して推進していますが、人員を増員して規模拡大を進めている農業法人は少なく、資金に余力がないため、こうした補助事業によって受入れが可能となっているのが現状です。 また、新規就農希望者は、法人への就農や自立経営による就農など様々な要望を持っており、新規就農者の確保には、法人への就農だけでなく様々な就農形態への支援を講じる必要があります。 就農研修資金償還金助成事業により、就農初期の不安定な経営を支援することで新規就農者の不安感を解消することができ、円滑な新規就農に結びつき新規就農者確保に大きく寄与しており、本事業により就農した農業者は、認定農業者や国営農地の組合長などになり、地域の中核的な担い手となっていることから本事業は重要な事業となっています。市としては、平成17年度以降に資金借入れし、平成24年度以降に償還開始となる新規就農者については、府と市の補助率がこれまでの各1/2から各1/3に変更となる予定であるため、これによって事業費の抑制を図っていくこととします。 なお、平成24年度には、国費100%の新規就農総合支援事業を活用して、新規就農者の確保を図っていく予定をしています。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、農業法人などへの就農の受入れは現状では難しく、また、様々な就農希望もあることから、就農研修資金償還金助成事業を縮小することは困難です。そのため、支援対象者に対し、平成24年度も本事業を活用した支援を実施しており、今後も引き続き本事業を活用していくこととします。 ・ 平成24年度からは、上記事業に加え、国費100%の新規就農総合支援事業により新規就農者の確保を図っているところですが(今年度対象見込者10人)。</p>	実施困難
			<p>(2) 農業者への支援方法について 農業者へ補助金交付事業が非常に多いが、補助金による支援が過去からずっと行われているにも関わらず、未だ支援が必要という状況や、農業者への支援方法は経済的支援以外にも多様にあることから、今後、市の財政が厳しくなっていく中では、慎重な検討を行った上で、<u>効果の乏しい経済的支援策について廃止も含めた見直し</u>の検討を行ってはどうか。</p>	<p>農業は、天候や災害、市場価格の影響を受けて安定的な収入の確保が難しく、生産性向上のための大規模農業には多額の設備投資が必要です。また、農業基盤である堰や水路、農道などを、減少する農業者で維持する必要があるため、一定の支援は必要です。 ただし、市の財政状況が厳しくなる中、市としては、国や府の有利な事業を積極的に活用しつつ、水田農業振興補助金や受胎向上対策補助金については、事業効果の向上に向けた仕組みについて見直しを行っているところです。</p>	<p>・ 左記の対応の方向性のとおり、一定の支援は必要と考えています。 ・ 一方で、市単独事業の中で、水田農業振興補助金の良質米生産奨励助成事業や特別栽培米団地化推進については、一定の事業効果が図られたものとして平成24年度予算から事業内容を見直し、事業費を縮小しました。 ・ その他の市単独の補助金についても、見直しの検討を行っており、受胎向上対策補助金や地域環境保全型農業推進事業費補助金についても、他の補助制度での実施を想定しており、平成25年度からの予算化を見送っています。</p>	一部実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成23年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的実施状況	区分
11	(農林水産環境部) 循環型社会の構築	行政評価	<p>(1) 地域バイオマス利活用促進事業 液肥について、肥料としての能力に問題もなく、価格も安価であるにも関わらず、安全面についてマイナスのイメージが強く、液肥利用の普及について課題がある。施策の目的である循環型社会の構築のためには、<u>液肥の安全性についてもっとPRを行い、液肥利用の普及に努める必要がある。</u></p>	<p>液肥の成分的な安全性については、肥料取締法で規定された公定規格を十分満たしていることから問題は無く、安全面でのマイナスイメージを払拭するとともに液肥のコスト削減などのメリットを認識してもらうために、農家へ様々な正しい情報を伝えることが重要と考えています。</p> <p>このことから、農家などに対して、液肥の成分検査の結果、モデル実証栽培(平成22、23年度実施)での栽培実績、府丹後農研での栽培試験結果、液肥利用農家で構成する液肥利用者協議会(平成23年12月設立)の取り組み状況などを、広報紙やケーブルテレビなどにより広くPRしていく予定です。</p> <p>また、液肥の利用状況については、平成22年度は287トンでしたが、平成23年度は1,845トンの見込みであり、実際に利用した農家の口コミなどで利用が拡大しているところ です。</p> <p>さらに、平成24年度は水稲の基肥での利用見込みが1,200トンを超える状況で昨年の約3倍となっており、実績を着実に伸ばすことにより、さらなる普及拡大に努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 液肥の安全性を農家に十分理解していたため、平成22年2月に小冊子を作成し液肥の成分検査の結果やモデル実証栽培で得られた栽培実績などの周知を行いました。また、モデル実証栽培で得られた液肥を利用して栽培した米の食味値や収量などの実績データを市広報紙やケーブルテレビを活用してPRしました。 液肥利用農産物のブランド化を推進するためにブランド名を全国公募して「環のちから」に決定しました(平成23年12月)。また、他の農産物との差別化を図るため「環のちから」のシンボルマークを全国公募して決定しました(平成24年8月)。さらに農家の液肥に関する知識を高め、液肥利用技術の向上に向けてシンポジウムを開催しました(平成23年12月)。 平成23年12月に設立した液肥利用者協議会では、会員数が50人に達し、市と連携して「環のちから」のブランド化などの取組を推進しています。 液肥の利用状況については、平成24年度実績が3,516トンに達し、平成23年度のほぼ2倍に近い散布実績となりました。 平成25年春の水稲基肥での利用見込みは、1,800トン、53ヘクタールを超える状況となっており、水田での利用実績が上がる中で、今後は畑作での普及拡大にも取り組みます。 	一部実施済
			<p>(2) 京丹後市エコエネルギーセンター 施設の有効活用と設置目的の観点から、子供たちに分かりやすい工夫を引き続き行い、<u>子供たちの環境学習にもっと活用すべき</u>である。</p>	<p>これまでから教育関係者の意見を聞いて、分かりやすい教材作りに取り組んできており、平成23年度には生ごみからエネルギー(ガス)を作り出す仕組みが分かる教材の作成も行ったところです。</p> <p>今後もさらに、教育関係者や子供たちの意見を聴いて改善を行っていくとともに、環境学習への活用を進めるため、学校関係者へ具体的な学習メニューを提示して利用を呼びかけていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生徒・児童の環境学習の場として、平成23年度には、より分かりやすい教材(生ごみからエネルギー(ガス)を作り出す仕組みが分かる教材)作りに取り組みましたが、学校関係者へのPRが十分ではなく、利用実績が上がりませんでした。 環境学習の場としての施設の存在意義を高めていくために、より分かりやすい教材の開発に継続して取り組むとともに、食育の一環としての具体的な取組メニューを提示し、環境学習での活用を推進します。 	一部実施済

■ 外部評価結果（平成24年度評価実施分）に対する今後の対応の方向性と実施状況一覧表

- この一覧表は、平成24年度に実施された外部評価結果に対する今後の対応の方向性と実施状況を平成25年2月時点でまとめたものです。
- 外部評価結果の中に複数の指摘・提案が含まれている場合、①・②などの番号を付し、その番号ごとに実施状況を整理しています。

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
1	農 林 業 の 振 興 （ 農 林 水 産 環 境 部 ）	行政評価	間伐材の搬出のために、今後、林道の整備や作業路の開設がますます重要となってくる中で、 <u>できるだけコストが掛からないよう①効率的な路線選定と②開設工事を行っていくべきである。</u>	低コストで壊れにくい作業道などを主体とした効率的な林道や作業路の整備を推進するため、森林組合からの提案だけに基づいて路線選定するのではなく、市と森林組合の両者の現地踏査により低コストで効率的な路線選定を進めていきます。	① これまでから一部の路線選定に当たっては、市と森林組合の両者の現地踏査による路線選定を行い、コスト削減に向けたルート選定を行っているところです。	一部実施済
				森林組合作業員のオペレータ技術の向上を図ることで、効率的な開設工事を行っていきます。	② 平成24年度は、組合作業員も含めて京都府主催の森林作業道作設オペレーター・フォローアップ研修に参加し、ルート選定から支障木の伐採、基本土工などの作業路開設の技術習得に係る研修を受講しました。	一部実施済
			造林関係の事業について、 <u>国や府、関係機関の事業など市にとって有益な事業をより一層活用することについての研究や検討を行うことで、市の負担額をできるだけ少なくし、効率的に事業実施を図るべきである。</u>	市の財政負担を軽減して効果的に林業振興を図るため、これまでから国や府、関係機関の制度を研究・検討し積極的に活用しているところです。引き続き、国や府、関係機関の制度について研究や検討を行い、効率的な事業実施に努めます。	特記事項なし。	実施済
			森林組合への補助金の交付や委託による事業実施が多い中、公益性及び必需性の観点から <u>①補助金の効果の検証を行うとともに、②委託単価の精査などに努め</u> 、引き続き、適正かつ効率的な事業実施に努めていくべきである。	林業労働者確保のため、森林組合に対し、林業労働者の福祉の向上に対する支援(社会保険加入に係る事業主負担と共済事業加入に係る経費への支援)を行っています。これらの支援については、京都府の制度を活用しながら、効率的・効果的に支援を行っており、林業労働者の確保に寄与しています。 なお、これまでは、森林組合から提出された事業報告内容の書面確認により事業実績の確認を行っていましたが、平成24年度から森林組合での現地検査(京都府と市が森林組合へ行き、事業報告内容を詳細に確認)を行い、より適正な事業実施に努めているところです。	特記事項なし。	実施済
				委託事業費については、森林組合から提案される施業実施内容の精査に加え、当該施業実施項目に適切に合致した京都府造林標準単価に基づき算出し、委託単価の精査に努めているところです。 今後は、施業実施内容と委託単価について、担当職員以外の職員による再精査の実施を検討し、一層の適正かつ効果的な事業実施に努めます。	② 特記事項なし。	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
1	農林業 (農林水産環境部の振興)	行政評価	4	現在の木材需要と林業の状況を見ると、現状のまま経済的に採算を取って人工林の経営を行っていくことは、非常に困難であると思われる。そのため、市行造林事業については、①主伐後は、全て再造林するのではなく、収穫しても経済的に成り立つ森林だけ再造林を行い、②それ以外の森林については、災害などが発生しないよう環境保全機能を保持させつつ、維持管理にできるだけコストが掛からない方向での更新を検討すべきである。	森林所有者である地元自治会などの分取契約により事業を継続していることから、主伐後はコスト面も踏まえて自治会などと相談しながら更新方法の協議を行っていきたいと考えています。①	特記事項なし。	検討中
					上記①による森林所有者との協議の結果、再造林を行わないこととなった森林については、国や府の事業を活用し、山地災害の防止を図ることを目的として森林整備を進めていきたいと考えています。②	特記事項なし。	検討中
			5	人工林の主伐期が先送りされる現状の中、市が分取契約を締結して行っている事業について、契約期間の終了までに要するコストと収穫することにより得られる収入額の試算を踏まえ、分取契約を解除することも含めた事業の見直しについて検討すべきである。	契約期間終了までに必要なコストと販売額の試算を行うためには、木材の蓄積量(人工林の体積の合計)を詳細に把握する必要があることから、多額の費用と労力が必要となることが考えられますが、まずは、植林後の標準的な伐期を迎えている造林地ごとに保育施業履歴などを参考にしながら現地調査を行うなど、現状把握の手法について検討を進めていきます。	特記事項なし。	検討中
		6	森林の所有者の把握が困難であることにより、森林の集約化ができず、造林事業の効率化が図れない中で、森林の所有者の明確化に向けた取組を進めていくべきである。	施業実施区域を明確化することが森林所有者の明確化につながることから、国や府の事業の活用を検討し、森林組合で施業実施区域の明確化作業などに取り組むよう森林組合へ指導していきます。	森林組合と施業集約化促進事業の着手に向け検討中です。	検討中	
		1	人工林の経営について、分取契約期間の終了まで造林事業を行うという目的を、人工林経営による損失を最小限に抑えるという視点へ転換し、常にアンテナを張って、木材の売れる価格と将来的に投じていく予算額などを見据えて人工林の経営を行っていくことが、歳出抑制につながるものと思われる。	契約期間終了までに必要なコストと販売額の把握のためには、木材の蓄積量(人工林の体積の合計)を詳細に把握する必要があることから、多額の費用と労力が必要となることが考えられますが、まずは、植林後の標準的な伐期を迎えている造林地毎に保育施業履歴などを参考にしながら現地調査を行うなど、現状把握の手法について検討を進めていきます。 そのような中、現状で実施可能なこととして、現在、主に木材の保育や間伐のために整備している作業道について、今後、伐期を迎えつつある木材の伐採・搬出も見据えて長期的に使用していくことを前提に、低コストで壊れにくい作業道を補助事業を活用して整備することで、長期的な視点からの歳出抑制につなげていきたいと考えています。あわせて、効率的な路線選定と開設工事を進めていきます。 また、森林組合との連携を密にしながら、木材の市場価格などの動向の把握にも努めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 一部の路線選定に当たっては、市と森林組合の両者の現地踏査による路線選定を行い、コスト削減に向けたルート選定を行っているところです。 平成24年度は、組合作業員も含めて京都府主催の森林作業道作設オペレーター・フォローアップ研修に参加し、ルート選定から支障木の伐採、基本土工などの作業路開設の技術習得に係る研修を受講しました。 	検討中	
		2	所管部局において検討されている間伐材のチップを利用した熱や電気の供給などの間伐材の有効活用については、森林の整備が進むとともに燃料代の節約などにつながる可能性があると思われるが、事業の経営は基本的に民間事業者任せ、市は、事業の研究や可能性の調査、初期の基盤整備などの支援にとどめて、効率的で効果的な事業執行を図るべきである。	今後、間伐材の搬出が本格化していく中で、間伐材を利用して燃料用、製紙用チップの有効活用を事業化していくことは、森林整備と公益的機能の保全の面で有効と考えています。 民間事業者による効率的・効果的な事業執行に向け、木質チップ加工会社の事業化について、森林組合や製材組合などの出資予定者との協議を実施しているところです。	国の補助事業を活用した木質チップ加工会社設立の事業化に向けて、森林組合、製材組合などとの協議を実施しています。	検討中	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
2	ごみ・廃棄物対策 (市民部)	行政評価	1	各町の最終処分場において、開設日数の違いや直営方式で実施している処分場があるなど運営方式の違いがある。合併してから8年が経過する中では、これらの標準化を図ることが望ましいと思われることから、また、経費節減を図るためにも、①直営部分を委託方式に切り替えたり、②処分場の開設日数を減らしたりすることについて検討すべきである。	現在、市内に4か所設置している最終処分場のうち直営部分を残しているのは大宮最終処分場のみで、当該施設には、市職員1人を配置しています。 維持管理の委託方式への変更については、当該職員の処遇及び費用対効果を含めて人事課と協議した結果、当分の間は現行どおりとします。	① 人事課と協議を行い、検討しました。	実施困難
			2	久美浜最終処分場について、ほかの施設と同程度まで開設日数を減少することについては、京丹後市廃棄物減量等推進審議会への諮問や地元区長会等への打診などを行い、平成25年度に協議する予定です。	② 特記事項なし。	検討中	
		歳出抑制	1	所管部局の歳出抑制の考え方の生ごみのリサイクルに関する部分について、 <u>生ごみリサイクルの推進が市全体のコスト削減につながらない場合には、本施策の中で、別の歳出抑制策を検討すべきである。</u>	生ごみの分別収集の推進に加え、市では大きくコストが掛からない次のリサイクル率向上の取組を行うことで、処分場の延命化を図る予定です。 ① 紙ごみの分別 ② 小型廃家電の分別	・ ①について、事業所のごみについては平成25年1月から市役所峰山庁舎で、家庭ごみについては平成24年11月～12月に市民課職員の家庭でそれぞれ排出量調査を実施しており、紙ごみ分別に向けた検討を行っています。 ・ ②については、平成26年度の本格実施に向けて検討中です。	検討中
			2	塵芥収集事業のうち、家庭ごみ収集運搬業務については、業務の継続性及び安定的遂行も確保しつつ、サービスの向上や業務委託料の縮減に対して競争性が発揮できるよう、現在検討されている <u>現行の契約方法の見直し</u> について、その実現に向け検討を深めてはどうか。	現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が求める業務の安定履行を確保しつつ、サービスの向上や契約手続きの公平性・透明性確保につながるよう契約方法の見直しを検討しており、今後も、その実現に向けた検討を進めます。	見直しに向けた関係規程を作成中です。	検討中
			3	現在4か所で行っている埋立て処分について、 <u>いくつかの処分場を休止することで処分場を集約し、順次埋立てていく方法</u> が現在検討されているところであるが、不法投棄などの対策を十分に行うとともに、地元住民の合意を得る努力を行いつつ、実現に向け検討を深めてはどうか。	処分場を休止しても、処分場の維持管理経費(処分場からの浸出水処理や施設維持管理など)は引き続き発生します。 さらに、休止に伴い、雑草繁茂や荒廃を防ぐための処分場内の維持管理経費や再開時の復旧費、処分場までの距離が遠くなることによる収集運搬委託料の増加などの経費が新たに発生すると考えます。また、市民が処分場へ直接搬入する場合に、処分場までの距離が遠くなるため、市民サービスの低下につながります。 これらのことに加え、各処分場の埋立終了予定時期も近いことから、提案内容の実現よりも、埋立期間終了後、時代の変化(ごみ処理方法の変化)に応じ、順次新設又は旧施設の再活用などの工夫を図るほうが、合理的と考えます。	特記事項なし。	実施困難
			4	不法投棄や野焼きなどの対策を十分に行いつつ、歳入確保の観点から <u>ごみ袋の料金を値上げ</u> することについて検討を行ってはどうか。また、ごみ袋の料金を値上げすることにより、当面のごみの排出削減につながるのではないか。	本市のごみ袋の料金は、府内の他市町村と同程度の料金であることも踏まえ、地域の経済状況が厳しい中、生活密着品であるごみ袋の値上げは慎重に行うべきと考えます。 また、料金値上げは歳入確保の観点からのみで考えるのではなく、適正なごみ処理の確保(分別・排出の徹底、紙ごみなどの新たな分別品目の創設、不法投棄の防止など)に向けた政策誘導ツールとして捉え、効果的なタイミングと方法により、検討すべきと考えます。	特記事項なし。	実施困難

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況				
					具体的対応状況	区分			
3	支えあい（市民部・健康長寿福祉部）の推進	行政評価	1	①母子寡婦福祉会活動費補助金及び②父子会活動費補助金について、実態として団体運営費に対する補助になっていると思われることから、 <u>事業費補助へ切り替えていくべきである。</u>	母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金については、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替える予定です。	① ②	平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、見直しの検討を行いました。	検討済 検討済	
			2	国における新しい公共や京都府における地域力再生などの動きに見られるように、行政の役割が見直され、社会福祉協議会などの従来から活動している既存団体が担ってきた部分についてもNPOやコミュニティビジネスなどが重要な役割を担いつつある。このような状況の中、社会福祉協議会が地域福祉に果たす役割は十分理解できるが、設立から長年が経過し、社会福祉協議会を取り巻く状況も大きく変化してきていること、本施策の評価の中で詳細に評価することはできないこと、市から多額の支出をしていることから、 <u>社会福祉協議会で実施している事業だけについて議論し、評価する場を設け、改めて事業の内容や事業実施の必要性、他の民間団体の育成を阻害していないかなどの観点から客観的にチェックを行うべきである。</u>	社会福祉協議会で実施している事業について、客観的にチェックを行う方法について検討を行っていきたいと考えています。 なお、社会福祉協議会への運営費補助金については、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、今後、補助金の必要性や妥当性を検討していきます。 また、今後、ボランティアやNPO法人などの地域福祉を担う団体が増えれば、市と社会福祉協議会がこれらの団体と連携・協働することで地域福祉の充実を図ることができると考えられるので、福祉活動を担う他の民間団体の状況を調査するなどの実態把握を行っていく予定です。		特記事項なし。	検討中	
			3	戦没者追悼事業について、現在市が負担している京都府及び全国戦没者追悼式に参加するための①食費代及び②交通費について、 <u>参列者の負担とすべきである。</u>	京都府戦没者追悼式の食事代について、平成25年度から参列者負担とする予定です。 ※ 全国戦没者追悼式については、これまでから市で食事代の負担はなし。	①	左記対応の方向性のとおり、見直しの検討を行いました。	検討済	
						全国戦没者追悼式の際の京都市までの交通費は市が負担するとの取決めがあるため、今後、京都府と調整を行っていく予定です。 ※ 京都府戦没者追悼式については、これまでから市で交通費の負担はなし。	②	特記事項なし。	検討中
			4	くらしの資金貸付事業について、貸付金という性質から、 <u>より一層の回収に努める必要がある。</u>	毎年度策定している滞納整理計画に基づき、回収に努めるとともに、貸付後の生活状況の把握と相談支援の充実を図ることで、より一層の資金回収に努めていきます。		毎年度滞納整理計画書を策定し、8月、12月、3月及び出納整理期間中は、集中的に回収に努めているところです。	実施済	
5	福祉人材育成事業について、講演を聴くだけでなく、 <u>企画段階から講師へ積極的にリクエストを行い、映像や体験型の内容を取り入れるなど、現在と同じ費用でより市民が参加したいと思えるよう工夫して実施すべきである。</u>	本事業については、平成25年度から予算を計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で、福祉人材の育成を図っていく予定です。 これらの部署や関係団体と連携・調整する中で、積極的にリクエストを行うとともに、年度ごとにテーマを設定するなど計画的・体系的な内容でリクエストしていくことで、より市民が参加したいと思えるような内容となるよう努めていきます。		特記事項なし。	検討済				

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
3	支えあい（市民部 け・健康長寿福祉部） の推進	行政評価	6	災害見舞金等事業について、近隣の自治体の水準と比較するなど、 <u>見舞金などの支給基準や支給金額などの妥当性についてしっかりと検証を行い、必要に応じて適正な水準への見直し</u> を検討すべきである。	近隣の自治体の支給水準と比較し、支給基準や支給金額などの妥当性の検証を行った結果、本市の支給水準は妥当と考えられることから、現行の支給水準を継続します。	左記対応の方向性のとおり、平成24年度に支給基準や支給金額などの妥当性の検証を行いました。	実施困難	
			1	<u>ボランティアやNPO、自治会の活動などの地域共助の充実や民間団体の事業参入などを促進させることで、社会福祉協議会に対する補助金などの縮小</u> を図ってはどうか。	本市の地域福祉を推進する事業主体として社会福祉協議会の存在意義は大きく、運営に対する支援は必要であり、地域福祉に関連するボランティアやNPO法人などの団体が少ない本市の現状では、縮小は困難と考えます。 一方で、今後、ボランティアやNPO法人などの地域福祉を担う団体が増えれば、市と社会福祉協議会がこれらの団体と連携・協働することで地域福祉の充実を図ることができると考えられるので、まずは、現在、社会福祉協議会が担っている制度の狭間における地域福祉の事業の担い手としてボランティアやNPO法人などの民間団体の事業参入の可能性を検討します。社会福祉協議会への補助金などの見直しについては、ボランティアやNPO法人などの事業参入の状況を踏まえた上で、検討を行っていきたく考えています。 なお、社会福祉協議会への運営費補助金については、平成24年9月に策定した「補助金等に関する基本方針」に基づき、今後、補助金の必要性や補助金の妥当性を検討していきます。	特記事項なし。	検討中	
		歳出抑制	2	<u>①母子寡婦福祉会活動費補助金及び父子会活動費補助金、②京丹後市社会福祉大会開催事業及び福祉人材育成事業</u> など、事業内容に共通点が見られる事業については、 <u>事業を一つに再構築することにより、経費削減</u> を図ってはどうか。	母子寡婦福祉会活動費補助金と父子会活動費補助金については、障害者団体への活動補助も含めて、平成25年度から1つの補助金に統合し、事業費補助へ切り替える予定です。	①	補助金見直し基本方針に基づき、見直しの検討を行いました。	検討済
					福祉人材育成事業については、見直しの検討の結果、京丹後市社会福祉大会開催事業と再構築するのではなく、平成25年度から予算計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で実施していく予定です。	②	特記事項なし。	検討済
			3	今後、市の財政が非常に厳しくなった場合においては、 <u>根拠法令がなく、かつ財源が市の単独費用である事業については、①廃止も含めた事業の見直し</u> を検討してはどうか。また、それができない場合でも、 <u>②根拠法令を整理していく中で、事業内容を整理し、歳出抑制を図る</u> べきである。	福祉人材育成事業については、見直しの検討の結果、平成25年度から予算計上せず、他の部署や関係団体が実施する講演や講座に福祉人材育成に関する内容を取り入れてもらう形で実施していく予定です。 また、地域福祉活動事業補助金についても、見直しの検討の結果、平成25年度からは補助金の交付は行わず、社会福祉協議会の自主財源の中で、事業実施を行ってもらう予定です。 その他の事業についても、事業の必要性を検証する中で、引き続き見直しを検討します。	①	左記対応の方向性のとおり、見直しの検討を行いました。	検討済
				補助金について、平成24年9月に策定した「補助金見直し基本方針」に基づき、補助金交付要綱に基づく助成とするよう検討します。	②	特記事項なし。	検討中	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	行政評価	1 スクールバス購入事業及び運行管理事業において、現在においても効率的な運行に努めているところであるが、学校の再配置が進んでいく中で、今後も安易にスクールバスの台数の増加が必要という発想に陥ることなく、 <u>民間のバスや市営バスも含めた運行路線の工夫を行うなど、より一層の効率的な運行に努めるべき</u> である。	学校再配置に伴うバス通学対象区域の拡大の際には、民間の路線バスや市営バスの利用も含めて検討し、効率的な運行に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 久美浜中学校のバス通学対象区域の拡大に際し、市営バス路線(川上線)をスクールバス路線に変更した上で、一般混乗路線(スクールバス通学時に一般の人も混乗でき、スクールバスとして使用されていない日中の空き時間には、路線バスとして運行する路線)とすることとしました。 大宮南小学校のバス通学対象区域のうち、上常吉地区からの登校便について、民間の路線バスを利用することとしました。 	検討済
			2 学校情報化推進事業の中で、現在リース方式でパソコンが整備されているが、以前と比べパソコンが安価になってきていることから、 <u>次回のパソコン更新時には、リース方式と購入方式のどちらが安いのかという検証を十分に行った上で、更新を行うべき</u> である。	平成25年度当初予算編成において、購入方式によるパソコン更新の検討と予算見積りを行いました。単年度支出が大幅に増加し、財源不足が懸念される結果となりました。 購入方式が安価であることは明らかなものの、単年度支出を抑えるため、購入方式による導入が難しい現状にあります。財政見通しなどを視野に入れ、財政部局と調整しながら、引き続き更新の手法について検討していきます。	購入方式が安価であることは明らかなものの、単年度支出を抑えるため、主にリース方式による導入を行っています。	実施困難
			3 家庭へのパソコンが普及し、子どもが家庭でパソコンを使用する機会が増えている中で、機器の操作方法だけでなく、 <u>パソコンの活用方法や情報モラルの習得などの部分をより重視すべき</u> である。	小中学校の情報教育環境を整備・維持し、インターネットやメールによる有害情報から児童生徒を守る知識や指導など、教職員の情報モラル教育の更なる向上を図るとともに、児童生徒がパソコン学習を通じて、有効に活用することができるよう指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校の情報教室パソコンには、学習支援統合ソフトを導入しており、ワープロ・表計算・発表資料作成の基礎的な学習を始め、写真加工・音楽作成、情報漏えい防止・情報モラル教育など、パソコンの多様な活用などについての指導を総合的に行っています。 全中学校の情報教室パソコンには、ワード・エクセル・パワーポイントを導入しており、より実用的なパソコンの活用指導を行っています。 年1回、各学校の情報教育担当・情報化担当教職員を対象に研修会を開催し、指導者としての技能と知識の習得を行っています。 	実施済

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
4	(教育委員会事務局) 学校教育の充実	歳出抑制	1	外国語指導助手招致事業について、 <u>学校再配置に伴い何人の外国語指導助手が必要なかを改めて精査し、最低限必要な人数まで減らす</u> ことを検討してはどうか。	グローバル社会の進展に伴い、外国語教育の必要性はますます高まるものと考えていますが、再配置による学校数の減少を踏まえ、外国語指導助手の人数を精査したいと考えています。	左記の対応の方向性のとおり、学校再配置の進捗に合わせ、外国語指導助手の人数の精査を行っていく予定です。	検討中	
			2	奨学金給付等事業について、ほかにも奨学金制度があること、学校において学費の減免制度があること、給付を受けた生徒や学生が地元へ戻ってくる保証もないことなどから、 <u>①奨学金の貸与への切替え</u> や、できるだけ <u>②給付を受けた生徒や学生が地元に戻ってくるような工夫</u> を行ったり、 <u>③対象者を真に必要な人に絞った上で給付額を増やしたり</u> するなどの方法により <u>奨学金の効率性や効果を向上させること又は廃止も含めた見直し</u> の検討を行うことで、事業費の削減を図ってはどうか。	学費の減免制度やほかの奨学金制度では、学力や体調などの面で厳しい審査基準が設定されていることがある中で、本奨学金制度は、Uターンの有無に関係なく、教育を受ける機会均等の観点から、勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な学生・生徒へ奨学金を給付することを目的としています。 また、貸与型の奨学金については、市において多額の原資が必要となるほか、将来的な償還に伴う本人負担が大きいと、奨学金制度を利用したくても利用できないケースが生じることが考えられます。 そのため、外部評価結果で提案いただいている内容については、今後の検討課題とし、当面は現行制度を維持したいと考えています。	特記事項なし。	①	実施困難
					奨学金受給のための所得制限は、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項の基準のおおむね8割以下としており、低所得者に配慮した給付となっているものと考えています。 そのため、当面は現行制度を維持したいと考えています。	特記事項なし。	②	実施困難
					奨学金受給のための所得制限は、京都府高等学校等修学資金貸与実施要項の基準のおおむね8割以下としており、低所得者に配慮した給付となっているものと考えています。 そのため、当面は現行制度を維持したいと考えています。	特記事項なし。	③	実施困難
			3	今後、学校の再配置が進んでいく中で、再配置の対象となっている学校については、 <u>再配置後に拠点校として残る学校で給食を調理し、拠点校とならない学校に対してはそこから給食を配達</u> することを検討し、人件費も含めた事業費の削減と再配置後のスムーズな給食調理体制への移行を図ってはどうか。	再配置校への運搬のための車両の購入と運転手の確保、再配置校の給食搬入口の整備などを考えると、数年内に再配置となる学校へのこれらの経費の投資はかえって非効率であると考えます。	特記事項なし。		実施困難
			4		地域コーディネーターは、「地域のボランティアが活動しやすい環境づくり」と「学校と地域ボランティアの良好な関係」を築く調整役であり、また、新たな支援が必要な地域の人材発掘と確保も重要な業務であるため、常に身近な場での活動が必要であると考えます。 そのため、地域公民館に配置されている地域コーディネーターの人数を減らすことは困難です。	特記事項なし。	①	実施困難
					緊急な問題事象など、学校に駆けつけて迅速な指導・助言が必要な場合に対応するため、各地域への指導主事の配置は、一定必要であると考えています。 なお、学校再配置が進む中で学校数が減少することから、町域を見渡した効率的な指導主事の配置を検討していきます。	・平成24年度は、各町域に1人と教育委員会事務局内に4人の合計10人の指導主事を配置しています(平成23年度比較で2人減)。 ・各町域に配置している指導主事は、通常の学校経営はもとより、学校再配置が進む中で再配置した学校への指導・助言など、重要な役割を担っています。	②	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
4	(教育委員会事務局)	その他	1 本施策については、施策を構成する事業が非常に多いこと、また、内部評価結果調書だけでは、教育委員会で行っている活動の全体が把握できないことから、適正に施策を評価するためには、ヒアリングの日数を増やしたり、詳細な資料を別途作成してもらったりするなどし、より詳細に評価を行う必要がある。 そのような中で、教育委員会において、本委員会による評価とは別に「教育委員会活動の点検及び評価」が行われていること、学校教育という内容を考えると、教育委員にも評価に関わってもらいたいことから、 <u>本委員会による評価と教育委員会活動の点検及び評価の位置付けについて、一度整理</u> を行い、今後の在り方を検討していくことが望ましい。	教育委員会活動の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で実施が義務付けられていることから、教育委員会における評価への一本化に向けて検討します。	特記事項なし。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況			
					具体的対応状況	区分		
5	(企画総務部・教育委員会事務局) 文化芸術活動の振興	行政評価	1	京都府丹後文化会館について、市民団体などによる利用を一層増やすことで市民の文化水準を高めていくという観点から、また、ほかに代替施設がないという地域の事情も考慮して、小規模なイベントなどでも利用しやすくなるように、 <u>より低い利用料金区分の設定などを検討するよう(財)京都府丹後文化事業団へ強く働きかけるべきである。</u>	施設を利用しやすい料金設定は必要であり、貸館に伴う経費との関係も考慮しながら(財)京都府丹後文化事業団と協議を進めていきます。 具体的には、現行の減免規定の適用範囲の拡大や新たに設置を検討している「丹後文化会館友の会」加入団体などへの減免制度の適用などと併せ、減免制度の周知による利用促進を図っていきたくと考えます。	平成22年度から幼稚園、小中高等学校のクラブ活動や発表会の練習、文化協会関係団体などの平日利用に対する減免規定を設け、利用促進に一定の成果を挙げています。	一部実施済	
			2	京都府丹後文化会館の収容人数をもっと多くすることができれば、集客力の高い文化イベントが開催しやすくなり、収支の改善が見込めるという説明を聞く中で、京都府丹後文化会館に <u>2階席を設けるなど、会館の収容人数を拡大するための改築工事を京都府へ要望すべきである。</u>	2階席の設置など、施設の構造上、収容人数を増やすことが可能であるか京都府と協議していきたくと考えます。	外部評価を受けて、京都府との協議について検討を進めています。	検討中	
			3	京都府丹後文化会館で開催するイベントについて、 <u>近隣の宮津市や与謝野町、伊根町にもより一層のPRを行い、利用者増を図るべき</u> である。また、そうすることで京都府丹後文化会館の収入の増加にもつながるのではないかと。	丹後文化会館で開催する事業については、近隣市町(宮津市や与謝野町、伊根町)への広報の依頼や公共施設へのポスター掲示に加えて、近隣市町の自治会での回覧に必要な数の会館情報誌を送付し、回覧を行ってもらうなど、PRに努めているところです。 また、京丹後市と宮津市、与謝野町、伊根町で活動する各種の文化活動団体などが参加する丹後文化芸術祭が丹後文化会館で開催されており、文化交流を進めながら、近隣市町の住民の利用促進を行っています。 今後も引き続き文化交流を進めながら利用の促進を行うとともに、近隣市町へのPRに努めていきます。	特記事項なし。	一部実施済	
		歳出抑制	1	<u>①芸術文化事業について、事業費の抑制</u> を図ってはどうか。特に芸術文化事業の中で金額が大きい <u>②(財)京都府丹後文化事業団運営費補助金について</u> 、緊急性や必要性などの面から他の施策や事業との優先順位も熟慮した上で、 <u>ボランティアスタッフの活用や職員数、人件費、雇用形態などの見直しを含めた運営経費の縮減を(財)京都府丹後文化事業団へ要請し、補助金額の削減</u> を図ってはどうか。	文化芸術活動を推進することは、市民の文化交流を促進し、文化活動を通じた地域の活性化に寄与しています。 心豊かでうるおいのある地域づくりの手段として地域文化の振興は必要であると考え、事業実施に当たっては様々な補助事業を活用するなど、事業費の縮減に努めており、現在の事業費において削減の余地が少ないことから、今以上に事業費を抑制することは困難です。	①	特記事項なし。	実施困難
			1	京都府丹後文化事業団への運営補助金は、会館の維持管理費や人件費など経常経費の占める割合が高く、市民のニーズに合った優れた各種自主事業の開催に係る予算が不足しているのが現状であり、これ以上の削減は困難です。 現行の職員体制で職員の企画力・営業力を最大限発揮することができる環境の改善を図り、市民のニーズと全体収支面を考慮しつつ地域住民で組織する企画委員会や年間事業計画を策定し、集客アップによる経営改善を目指します。	②	公益財団法人への移行を機に民間の有識者を事業団の理事などへの役員登用や企画委員会の設置、会館の稼働率を向上させるための手段の検討、丹後文化会館友の会の設立・ボランティアスタッフの登録など、会館運営の支援体制を検討しています。	実施困難	

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況		
					具体的対応状況	区分	
6	(市民部・商工観光部) 防犯・交通安全の推進	行政評価	1	消費生活推進事業のうち、消費生活相談事業について、京都府からの補助金終了後も事業を継続するのであれば、安易に現行のまま事業を継続するのではなく、消費生活センターの 人員体制、開設時間、開設日、運営方法を見直すなど、できるだけ市の負担が少なくなるような方法で事業を実施すべき である。	消費生活相談と市民相談、多重債務相談の窓口については、現在、大宮庁舎に設置していますが、これらの相談窓口と『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターとの連携を強化し、相談と支援をワンストップ化するため、平成25年度中に相談・支援場所を1か所に集める(3つの相談窓口を峰山総合福祉センター内の『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターの窓口に併設すること)としました。 このことに合わせて、3つの相談窓口に配置しているスタッフの人員体制の見直しを行い、市の負担軽減も図ることとしました。	検討の結果、左記の対応の方向性のとおり3つの相談窓口に配置しているスタッフの人員体制の見直しを行い、市の負担軽減も図ることとしました。	検討済
			2	交通安全施設維持管理事業について、防犯灯が点灯していなくても電気代が発生することから、点灯していない防犯灯の把握など、引き続き、 防犯灯の管理の徹底を図っていくべき である。	市が設置管理している防犯灯は、市民局が中心となって状況調査などを実施し、修繕対象を把握するなどの適正管理に努めています。 今後もさらなる適正管理を進めるため、定期的な状況調査の実施に向け、市民局と調整を行っていきます。	特記事項なし。	実施済
			3	防犯灯設置事業補助金について、受益者の大部分がその地区の方に限定されることから、 地区にも設置に係る事業費の一部を負担してもらうよう、補助率の見直し について検討すべきである。	防犯灯設置事業補助金は、集落内へ新たに防犯灯の設置を要望する地区に対し、現在、その新設費用について、市から補助金を交付しています。新設時に地区には負担は生じませんが、設置後の維持管理(電気代、修繕費など)に係るランニングコストは、その全額を地区が負担しています。 今後、ランニングコストに優れたLED防犯灯の新設に対する補助を検討する中で、防犯灯新設に対する地区の一部負担についても見直しの検討を行っていきます。	防犯灯設置補助制度について、補助対象をLED防犯灯の新設に対する補助に改めるとともに、限度額を設定することで限度額超過分は地区が負担する内容で、補助金交付要綱の改正を行うこととしています。	検討済
		歳出抑制	1	消費生活推進事業のうち、消費生活学習グループ活動費補助金について、 補助金交付先である旧町ごとの6つのグループを1つのグループとする ことについて検討を行い、補助金総額の抑制を図ってはどうか。	外部評価の提案を踏まえ、平成24年11月に各町の消費生活学習グループの代表に集まっていたが、グループの統一に向けての意見交換と方向性の確認を行いました。 今後は、それぞれのグループにおいて平成26年度からのグループの統一を目指して検討を進めていきます。	左記の対応の方向性のとおり、各町の消費生活学習グループの代表による意見交換と方向性の確認の結果、それぞれのグループにおいて、平成26年度からのグループの統一を目指して検討を進めることになりました。	検討中
			2	消費生活推進事業のうち、消費生活相談事業について、京都府からの補助金終了後も事業を継続するのであれば、事業費を大幅に縮減するため、 ボランティアやNPO法人などが主体となった相談事業の実施や開設日及び開設時間の縮小など、事業の大幅な見直し について検討してはどうか。	上記行政評価の1のとおり、消費生活相談、市民相談、多重債務相談の3つの相談窓口を『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターの窓口に併設することに伴い、人員体制の見直しを行い、市の負担軽減を図ることとしたところです。 外部評価の提案にあるボランティアやNPO法人などによる相談体制の見直しについては、消費生活相談には専門的な知見が必要であることから、対応可能な人材や組織の把握に努めた上で、実現の可能性について検討します。 また、開設日や開設時間の見直しについては、相談と支援のワンストップ化後の状況を検証しながら検討していきます。	左記の対応の方向性のとおり、相談体制の見直しや開設日と開設時間の見直しについて、検討していきます。	検討中

No.	施策名 (所管部局)	区分	外部評価結果	外部評価結果を踏まえた今後の対応の方向性 (平成24年度末時点)	平成24年度までの実施状況	
					具体的対応状況	区分
6	(市民部・商工観光部) 防犯・交通安全の推進	歳出抑制	<p>交通安全対策事業の中で、交通安全の確保において、交通安全指導員の果たしている役割の重要性を理解しつつ、<u>ボランティアの方にも協力してもらうなどの方法により、事業費の抑制</u>を図ってはどうか。</p>	<p>交通安全指導員の主な業務は、学校や幼稚園、地域で開催される老人会や婦人会へ出向いての交通安全教室や街頭での啓発活動です。指導員は、研修などを受け、専門的立場から使命感を持って、交通安全指導業務に携わっていただいています。</p> <p>交通安全教室については、専門的な立場からの適切な指導が必要で、ボランティアの方による代替はできないと考えます。</p> <p>また、啓発活動については、既に地域の方などの指導員以外の方からも協力を得て実施しているところですが、指導員に要所に入ってもらい体制で活動を実施しており、今後もこの体制で実施していくことが効果的であると考えています。</p> <p>啓発活動時には広くボランティアの方に協力いただくことも必要と考えますが、以上のことから、ボランティアの方の協力を得たとしても、交通安全教室や啓発活動への指導員の出席回数を減らすことはできないため、事業費の抑制は難しいと考えます。</p>	特記事項なし。	実施困難
			<p><u>①防犯灯設置事業補助金及び②交通安全施設設置事業</u>について、市の財政が厳しい中では、<u>防犯灯の設置ペースを落とす</u>ことを検討してはどうか。</p>	<p>夜間の犯罪の防止と通行の安全確保面から防犯灯の果たす役割は大きいと考えています。</p> <p>防犯灯設置事業補助金^{※1}と交通安全施設設置事業による防犯灯の整備^{※2}は、地区要望に応じて行っており、地区にとって非常に必要性が高いもので、地区からのニーズがある限り応えなければならぬと考えています。</p> <p>そのため、防犯灯の設置ペースを落とすことは困難です。</p> <p>なお、②の交通安全施設設置事業による防犯灯の整備は、これまでから予算の範囲内で整備しており、設置ペースは一定量の範囲内に留まっています。</p>	特記事項なし。	実施困難
			<p>※1・・・集落内に新設する防犯灯の設置費に対し、地区要望に応じて補助金を交付。設置後の電気代や修繕費などの維持管理費は地区が全額を負担。</p> <p>※2・・・通学路や通勤路でもある集落間道路の防犯灯については、地区要望に応じて市(市民局)が整備(移設を含む)や修繕を実施</p>	特記事項なし。	一部実施済	